

盛岡市環境基本計画（第三次）

未来へとみんなが築く、
自然と“わ”になるまち“もりおか”



令和3年3月
(令和6年11月改訂)
盛岡市

はじめに



私たちの住む盛岡は、清らかな水と豊かな緑に恵まれたまちです。先人たちの英知と努力により、永い歴史の中で伝統や文化とともに豊かな環境が育まれ、そして今に引き継がれています。私たちはこの良好な環境をこれからも守り、育み、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

しかしながら、私たちの目の前には、地球温暖化による気候変動や生物多様性の確保、廃棄物問題など、地球規模での環境問題が山積しています。また、本市を取り巻く状況も大きく変化しており、人口減少や少子高齢化などによる地域活力の低下が、環境保全の取組に影響することが懸念されています。

このような状況の中、新たな計画として盛岡市環境基本計画（第三次）を策定しました。この計画では、目指すべき将来像として『未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”』を掲げ、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指すことをしております。また、さまざまな課題に対応するために、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、環境課題だけではなく、社会や経済などの多様な地域課題の解決にもつながる施策を展開することとしております。

恵まれた環境がこれからも続していく、私たちはそのような錯覚にしばしば陥ってしまいます。環境問題を対岸の火事とするのではなく、“自分ごと”としてとらえ、今、環境が危機的状況であること、そして豊かな環境がかけがえのないものであることを再認識しなければなりません。次の世代へ良好な環境を引き継ぐ、その責務を果たすためにも、市民や事業者の皆様とともに環境への取組を進めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

盛岡市長 谷藤 旅明

目 次

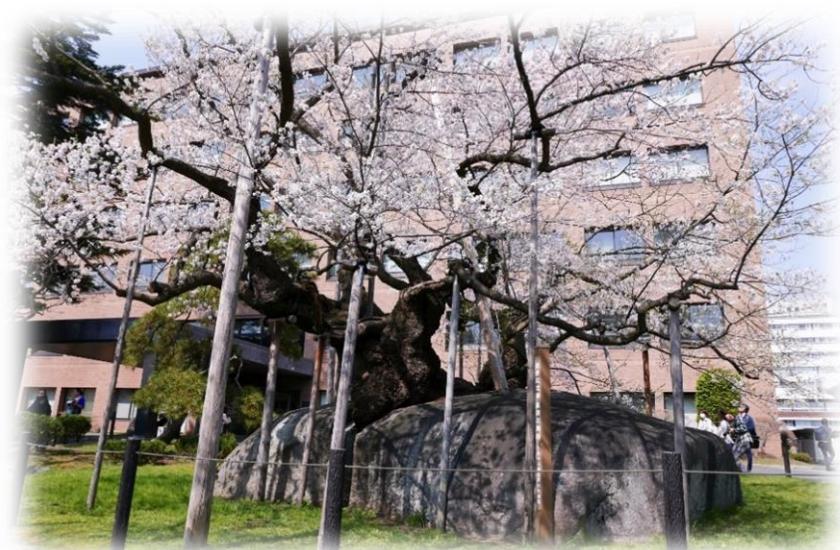
第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画策定に当たっての視点	5
5 計画が対象とする範囲	6
6 計画の期間	6
7 計画の全体構成	7
第2章 市域の概況と課題	9
1 盛岡市の概況	10
2 盛岡市の現況と課題	12
第3章 めざす将来像・将来像を達成するための考え方	17
1 めざす将来像（スローガン）	18
2 めざす将来像を達成するための基本的な考え方	19
3 めざす将来像を達成するための施策の構成	24
第4章 分野横断的施策	25
1 経済～環境と経済の好循環～	26
2 地域～魅力ある地域づくり～	29
3 暮らし～持続可能な暮らしへの転換～	33
第5章 環境分野の施策	37
1 協働・継承 ～各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり～	39
2 気候変動 ～気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり～	42
3 循環型社会 ～廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成～	46
4 自然環境 ～生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成～	49
5 生活環境 ～健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保～	52
第6章 主体別の環境への配慮行動	55
1 市民による環境への配慮行動	56
2 事業者による環境への配慮行動	59
第7章 計画の推進	63
1 計画の推進体制	64
2 他の自治体などとの連携	65
3 計画の進行管理	65

本文中で「*」マークのある語句については、資料編で解説しています。

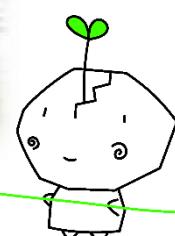
第1章

計画の基本的事項

1	計画策定の背景	2
2	計画策定の目的	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画策定に当たっての視点	5
5	計画が対象とする範囲	6
6	計画の期間	6
7	計画の全体構成	7



石割桜



環境部ウェブサイトキャラクター

いしわり
石割メイちゃん

1 計画策定の背景

近年、世界では開発途上国を中心に人口が急増し、人々の活動に伴う環境負荷が増加するとともに、第2次産業の発展により、エネルギー、水、食料等の需要が増大しています。この結果、温暖化が一つの原因とされる極端な気象現象による災害等の発生、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模での環境問題が生じています。このような地球規模の環境問題による影響は、本市においても年平均気温の上昇や集中豪雨の被害の発生、外来生物による生態系の変化などの事象で私たちの生活の中に顕在化してきています。

地球規模の環境問題が顕在化する中、2015年の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、開発途上国のみならず先進国を含むすべての国が2016年から2030年に取り組む国際目標として、17項目の「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。また、同年12月には、温室効果ガス※排出量削減等についての国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されるなど、地球規模の環境の危機を反映して国際的な合意がなされ、時代は大きな転換点を迎えています。

一方、我が国においては、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後数十年間は人口の減少が避けられないとされています。こうした人口動態の変化は、地方における若年人口や生産年齢人口の減少を伴い、地域コミュニティの弱体化を招き、例えば農林業の担い手の減少による耕作放棄地の増加や里山の減少、狩猟者の減少などによる野生鳥獣被害の深刻化など、環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。このような変化は、本市においても例外ではなく、生活環境や自然環境に限らず、地域経済の縮小や都市機能の低下など、私たちの生活のあらゆる面に影響が及ぶことが懸念されており、それぞれの課題は多岐にわたり相互にかかわっているなど複雑化しています。

このような中、平成30年（2018年）4月に閣議決定された、国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は密接にかかわり複雑化しているとの認識のもと、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指すこととしています。また、今後の環境政策は、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、経済・社会的課題の解決にも効果をもたらすようデザインしていくことも重要とされ、これらを具体化するための鍵の一つとして、地域の活力を持続可能な形で最大限に発揮する考え方である「地域循環共生圏」（P22）の創造が掲げられています。

本市では、環境の保全及び創造における施策の総合的かつ計画的な推進のため、盛岡市環境基本条例に基づいて、平成12年（2000年）に「盛岡市環境基本計画」を策定しました。その後、多様化・複雑化する環境問題に対応するため、平成23年（2011年）に、計画期間を平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までとした「盛岡市環境基本計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。本計画は、第二次計画の計画期間が令和2年度（2020年度）で終了となることから、これまでの経緯や国内外の環境問題に対する状況の変化や第二次計画からの継続性を考慮して、今後10年間の本市の環境保全の基本の方針を定める盛岡市環境基本計画（第三次）を新たに策定するものです。

2 計画策定の目的

本計画は、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

計画では、市民・事業者・市の連携と協力による環境の保全及び創造のための取組を推進するため、環境に関する目指すべき将来像、市の環境施策の基本的方向、市民・事業者の各主体が環境に配慮する上での指針などを示しています。

盛岡市環境基本条例（第3条 基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境への負荷をできる限り低減することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として、すべての者のそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

盛岡市環境基本条例（第8条 環境基本計画）

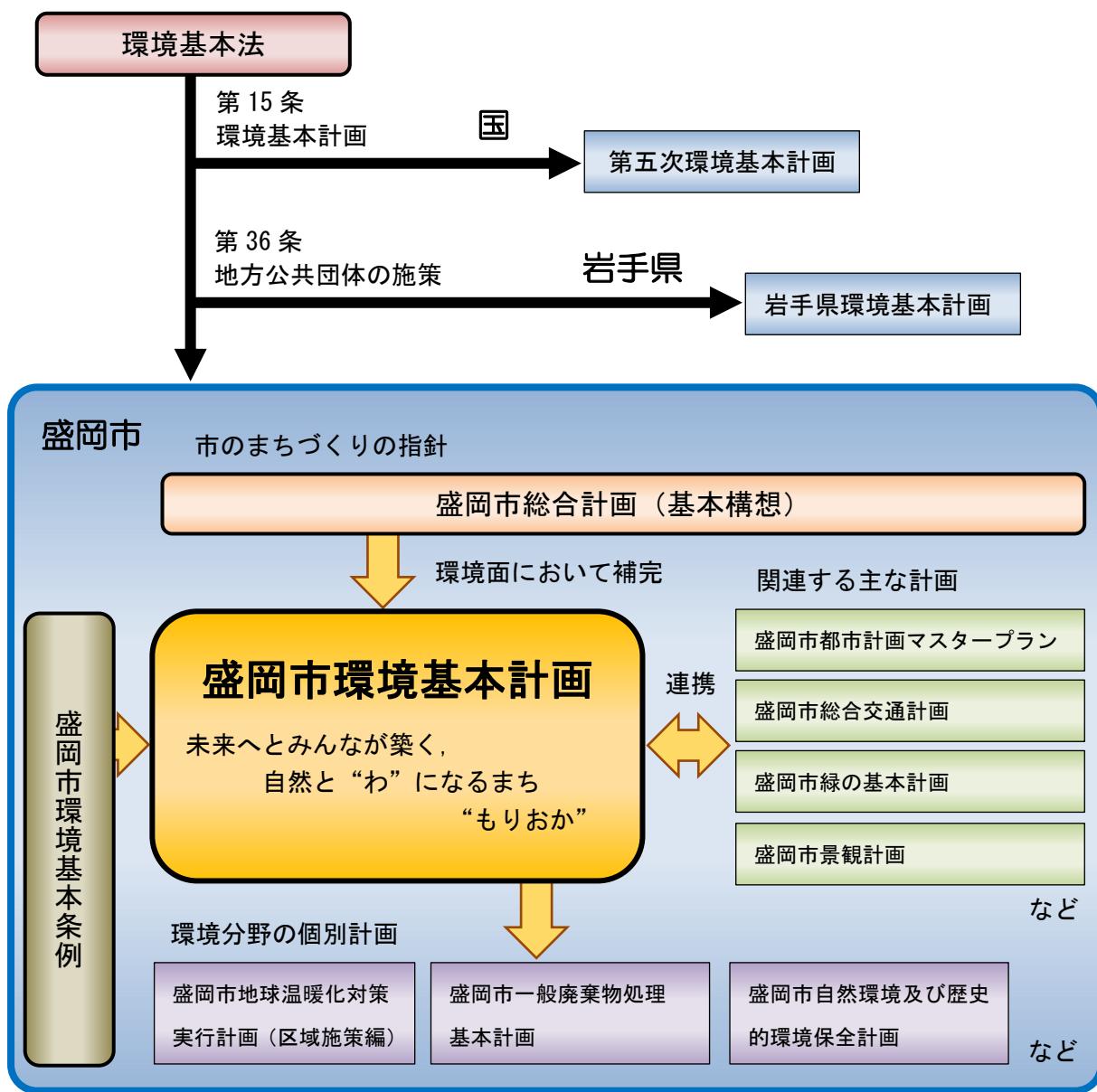
第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、盛岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針を示す「盛岡市総合計画」を環境面において補完するもので、環境行政のマスタープラン※としての役割を持っています。

計画の推進に当たっては、めざす将来像の実現に向け、関連する計画と連携を図ることとします。また、具体的な施策の取組に当たっては、各環境分野の個別計画と併せて推進することとします。



4 計画策定に当たっての視点

近年、気候変動や海洋プラスチックごみ問題といった地球規模の広範囲にわたる環境問題が生じていることから、本計画においては、本市における環境問題のみに取り組むのではなく、地球上の一員としての自覚を持ち、SDGsのゴール達成にも寄与するような施策を展開する視点も必要です。

また、環境課題は経済・社会の課題とも密接にかかわっており、特定の環境分野に関する課題のみに重点を置くのではなく、経済・社会における課題も解決するような、分野横断的な視点を持つことも重要です。

以上のことから、本計画の策定に当たっては下表の視点に留意します。

環境基本計画策定に当たっての視点

計画策定の視点	内容
環境の保全と創造の視点	盛岡市環境基本条例で規定された基本理念の実現を目指す計画として策定
総合的な視点	環境行政のマスタープランとしての役割を持っていることを踏まえ、環境に関する施策の基本的方向性を示す計画として策定
中・長期的な視点	本市が目指す将来像を長期的な視点で設定するとともに、その実現に向けた目標設定、解決すべき課題や施策の方向性を整理
SDGsの考え方の活用	持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用し「持続可能な社会の実現」等国際目標の達成にも寄与する施策として整理
環境・経済・社会の総合的向上	環境課題の解決のみならず経済的側面や社会的側面を合わせた分野横断的な施策展開を図るための計画として策定
社会情勢の変化への対応	国の第五次環境基本計画の閣議決定やパリ協定の締結など社会情勢の変化を踏まえ、計画に反映
循環・共生の視点	限りある資源を循環させ、有効利用するとともに、恵み豊かな自然と共生することで持続的な発展が可能な社会を目指す計画として策定
各主体の参画・連携	近年の環境問題は複雑・多様化していることから、市民、事業者、市、NPO [※] 等の多様な主体の参画・連携を推進するための計画として策定

5 計画が対象とする範囲

近年の環境問題は、日常生活に関する身近なものから、地球規模に至るものまで広範囲に及んでいます。また、それぞれの環境要素は複数の環境分野に重なっているため、効果的な解決にはそれらを踏まえた施策の展開が重要となります。

本計画における環境とは、盛岡市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、生活環境、自然環境、地球環境、歴史や景観などの文化的環境に加え、その中で取り組むべき気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保等も含まれます。これらを各種施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的にとらえていくこととします。

また、環境課題は経済・社会の課題とも密接にかかわっていることから、環境分野だけではなく、あらゆる課題を総合的に解決するような他分野における取組についても、計画の対象範囲に含むこととします。

盛岡市環境基本条例（第7条 施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民の協働の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然環境と長い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

6 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、本計画の上位計画である盛岡市総合計画の計画期間が令和6年度（2024年度）までのため、必要に応じ令和6年度（2024年度）に見直しを検討することとします。

7 計画の全体構成

本計画は、本市の環境行政のマスター・プランとなることから、第二次計画の計画期間中における、国内外の社会情勢等や本市における環境・経済・社会の変化を踏まえる必要があります。また、SDGsや国の第五次環境基本計画における考え方は、従来の特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いたものではなく、これまでの環境施策をベースとしつつ、分野横断的な視点で取組を行っていくものとなっています。

以上のことから、計画策定に当たっては、計画策定の視点や分野横断的な視点等を踏まえた計画としての考え方等を整理することで、計画を実施していくこととなる市民、事業者、市等の各主体にも計画の方向性等が分かりやすくなるように配慮します。

本計画は、7つの章で構成するものとします。

第1章は、計画策定の背景、計画の目的、位置づけ、策定に当たっての視点、対象範囲、計画期間とし、本計画の基本となる考え方を示します。

第2章は、本市の概況を整理し、環境・経済・社会に係る課題や問題の抽出を行います。

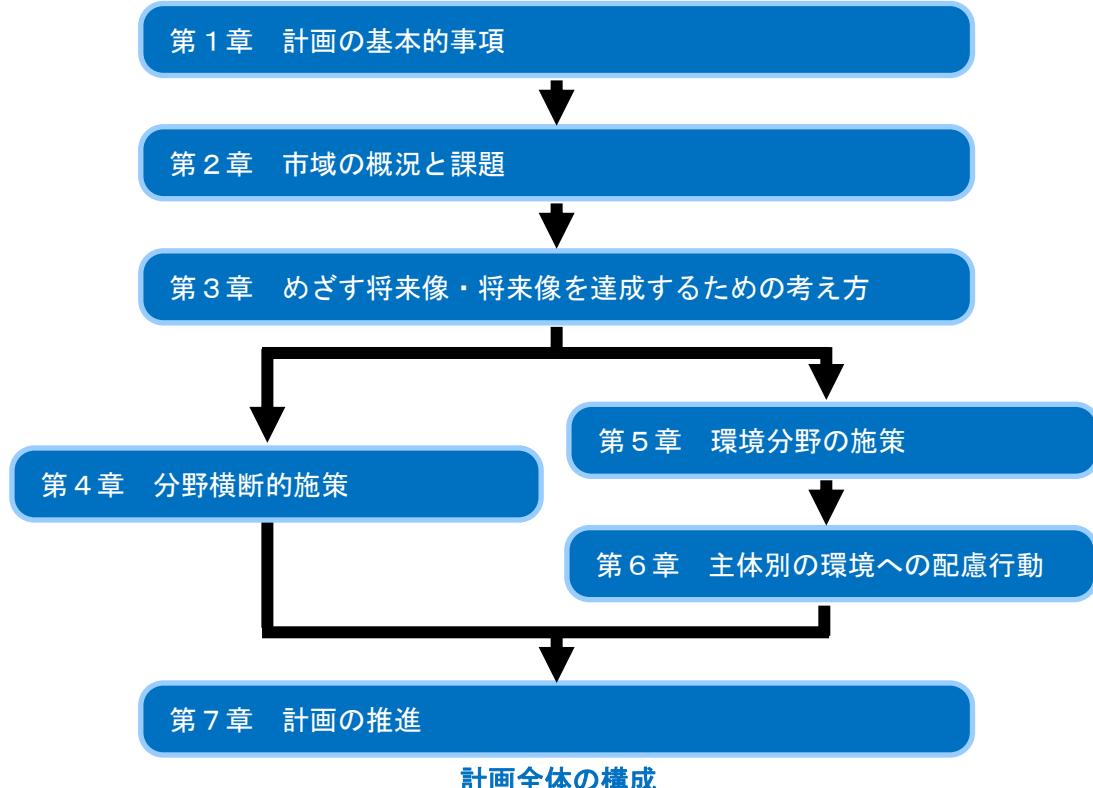
第3章は、本市の長期的展望での目指すべき将来像を設定し、将来像を達成するための基本的な考え方、計画全体の施策の構成について示します。

第4章は、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む分野横断的施策を設定します。

第5章は、めざす将来像の実現や分野横断的施策を推進するために、環境分野ごとに基本方針を設定し施策の方向性を明確にした上で、具体的な環境分野の施策について示します。

第6章は、めざす将来像の実現のためには、市民、事業者による環境に配慮した取組が必要不可欠であることから、市民、事業者による環境への配慮行動を示します。

第7章は、本計画の実行性を確保するために必要な仕組みなどを示します。



本市を取り巻く環境に関する国内外の動向

本市を取り巻く環境に関する国内外の動向をまとめました。

本市においてもこれらを踏まえ、取組を進めていく必要があります。

○国際的な動向

キーワード	概要
持続可能な開発目標（SDGs）	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 ・17のゴール・169のターゲットから構成される
パリ協定	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対策に関する法的拘束力のある国際的な合意文書 ・気候変動のリスク抑制のために、「緩和策※」と「適応策※」の取組が必要
海洋プラスチックごみ問題	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみは、陸域で生じたプラスチックごみの海域への流出でも生じ、生態系を含めた海洋環境の悪化などを引き起こしている ・生物のマイクロプラスチックの誤食による海洋生態系への影響の懸念
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回締約国会議で、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、2050年までに人類が自然と共生する世界を目指している
新型コロナウィルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年末に確認されて以来、数か月でパンデミック（世界的大流行）を引き起こし、社会経済活動に甚大な影響を与えている ・アフターコロナの政策の一つとして、グリーンリカバリー※がヨーロッパを中心に提唱され、わが国でも実施することが環境大臣により表明されている

○国内の動向

キーワード	概要
第五次環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき社会の姿として持続可能な循環型社会の実現 ・環境・経済・社会の統合的向上により複合的な課題解決に当たる ・「地域循環共生圏」の創造により地域の価値・活力を最大限に発揮
地球温暖化対策計画	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減目標として、「2030年度に2013年度比26%削減」 ・温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の推進
気候変動適応計画	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和策に全力で取り組むと同時に将来予測される被害の回避・低減を図る適応策に取り組むことが重要
生物多様性国家戦略2012-2020	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の自然共生社会のあり方を示す基本戦略の設定 ・2020年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われている
第四次循環型社会形成推進基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針等 ・「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」などの7つの柱
プラスチック資源循環戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・3R※+Renewable（再生可能な資源）を基本原則とした、プラスチックの発生抑制、資源循環の取組が強く求められている
食品ロスの削減の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、地方公共団体などの多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要がある

○岩手県の動向

キーワード	概要
岩手県環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間を令和3年度（2021年度）～令和12年度（2020年度）とし、 “多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて”を目指すべき将来像として掲げている

第2章

市域の概況と課題

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 盛岡市の概況 | 10 |
| 2 | 盛岡市の現況と課題 | 12 |



中津川の鮭

1 盛岡市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、岩手県のほぼ中央に位置し、東西約 45.6 km、南北 40.7 kmにわたり最高点は南東部に位置する早池峰山に連なる毛無森山の標高 1,472.2m、最低点は北上川流域乙部の標高 99m で、総面積は 88,647ha となっています。

岩手山や姫神山をはじめとした山々が連なり、市内を流れる北上川、中津川、雫石川、市街地を囲む田園地帯や丘陵地などの自然に恵まれた環境にあります。また、県都として、都市的な機能としての役割を担いながら、城下町形成以降の歴史的文化的景観も見られるなど自然環境と都市機能の調和に加え、歴史と文化を備えたまちとなっています。

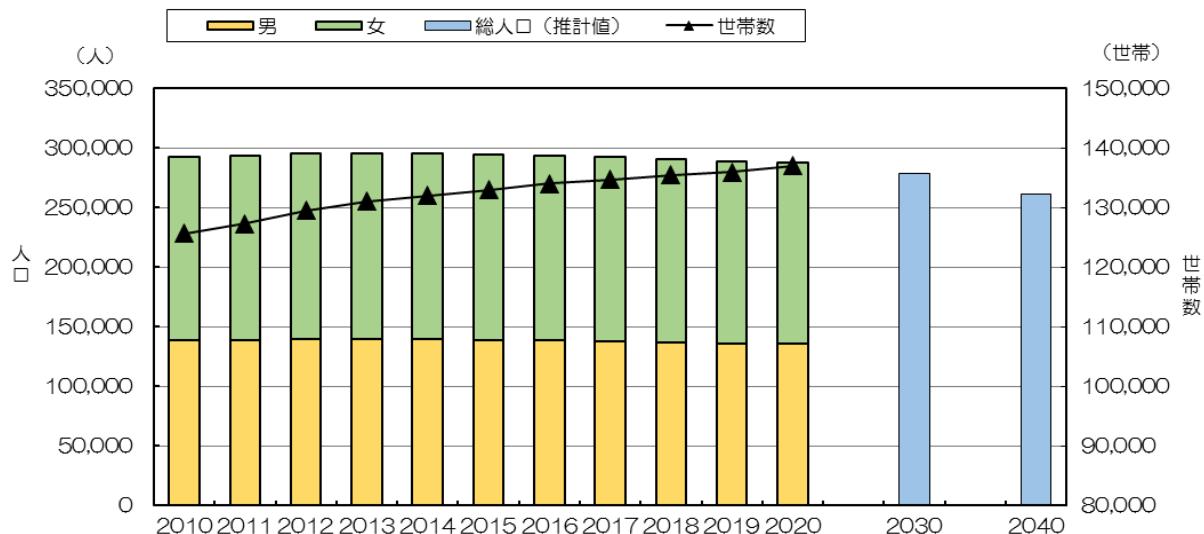
(2) 人口

2020 年 12 月末日における本市の総人口は 286,820 人であり、男女別では男性が 135,469 人、女性が 151,351 人となっています。

1995 年度からの推移をみると、2006 年 1 月に玉山村との合併により人口が増加しましたが、その後増減を繰り返し、2015 年度以降では減少傾向にあります。このような人口の減少は、今後も続くことが予想され、盛岡市人口ビジョンでは、市民の結婚・出産・子育てや就労の願いに応えると仮定した場合でも 2040 年に 26~27 万人程度になると推計されています。

一方、世帯数は年々増加しています。

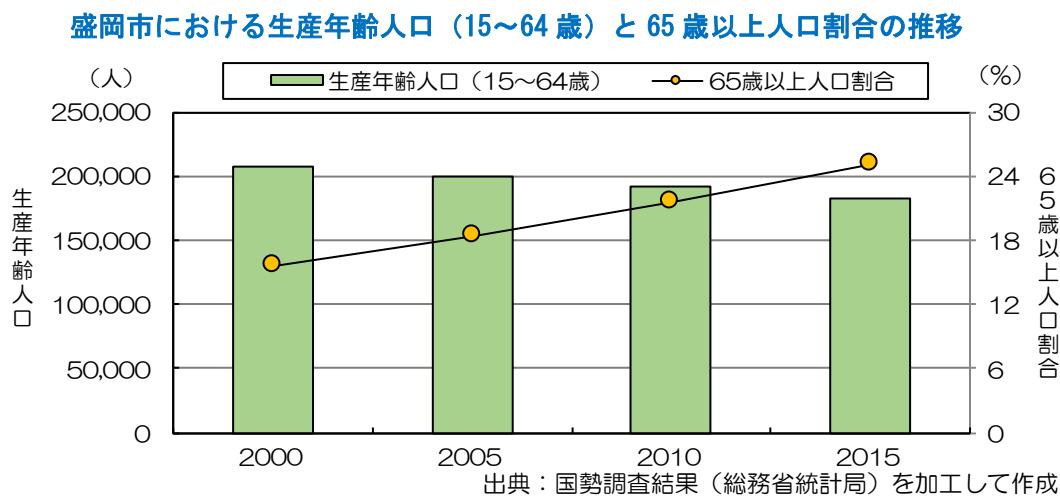
盛岡市における人口及び世帯数の推移



出典：2010～2020 年データは、住民基本台帳による

2030 年、2040 年データは、盛岡市人口ビジョン（2015 年 10 月 盛岡市）における合計特殊出生率が岩手県の推計と同様の伸び率を示した場合の推計人口

年齢別人口では、生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢者人口の割合は高くなる傾向となっています。



(3) エネルギー収支*

環境省が提供する地域経済循環分析*ツールを用いた本市の分析結果では、燃料や電気などのエネルギーに関する収支を示すエネルギー代金*は、GRP（域内総生産）*の1.8%に当たる198億円が市外に流出しており、流出額は、石油・石炭製品が最も多く、次いで石炭・原油・天然ガスとなっています。



盛岡城跡公園から菜園通り方向を望む

2 盛岡市の現況と課題

(1) 経済的な現況と課題

本市の経済の循環構造は、エネルギー代金が市外に流出している状況にあることから、地域におけるエネルギー収支の改善につながる取組が必要となります。また、生産年齢人口の流出の課題に対応する取組も重要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
エネルギー代金の流出	エネルギー収支の改善に関する取組	第4章 - 1 - (3) エネルギーの収支改善 (P28)
生産年齢人口の流出	新たな技術を活用した人手不足の克服	第4章 - 1 - (2) 新たな技術の活用 (P27)

(2) 社会的な現況と課題

本市は、県都として、都市的な機能としての役割を担いながら、豊かな自然を有しており、また、城下町形成以降の歴史的文化的景観も見られるなど、自然環境と都市機能の調和に加え、歴史と文化を備えたまちとなっています。

このような環境や文化は、将来世代に継承していく必要がありますが、近年の人口減少傾向は、今後も続くことが予想され、環境保全等に取り組む担い手の不足が懸念されます。そのため、各主体の協働や環境啓発を通じた担い手の育成が今後必要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
人口減少に伴う 環境保全等に 取り組む 担い手の不足	各主体の協働による 取組	第4章 - 2 - (3) ネットワークづくり (P31~32) 第4章 - 3 - (2) 環境啓発の推進 (P34)
	環境啓発を通じた 担い手の育成	第5章 - 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を 形成し、継承するまちづくり (P39~41)



盛岡城跡公園の紅葉

(3) 環境の現況と第二次計画における課題

第二次計画では、5つのめざす環境像を実現するため、それぞれに総合的な指標と管理指標を定め、進捗管理を行ってきました。第二次計画での課題や環境の現況は次のとおりです。

(第二次計画の指標の達成状況一覧は巻末資料-P12 参照)

ア 協働・継承（啓発）

第二次計画においては、環境学習拠点の整備や、環境学習講座の継続的な開催など、環境保全活動を担う人材の育成を行うとともに、事業者等との協働による事業の実施、各種イベント等を通して立場を越えた情報や人的交流の促進を実施してきました。指標として用いた環境啓発事業等への参加者数も高い水準を維持しており、市民・事業者意識調査では、環境が良くなつたと感じている市民の割合が多いなど、これまでの環境に関する取組の成果が現れています。

しかしながら、環境に関する課題は日々変化しており、気候変動が自然環境や生活環境の課題にも影響するなど、それぞれが関連し複雑化しています。今後は、そのような状況にも対応するため、これまで以上に各主体による協働を推進するとともに、充実した環境啓発を実施していくことが重要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
複雑化する環境課題への対応	各主体の協働による取組	第4章 - 2 - (3) ネットワークづくり (P31~32) 第4章 - 3 - (2) 環境啓発の推進 (P34) 第5章 - 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり (P39~41)
	充実した環境啓発の実施	

盛岡市のシンボル



イ 気候変動

気候変動の影響はさまざまな形で、私たちのまわりに顕在化しています。第二次計画では、公共施設への太陽光発電システムやペレットストーブ等の木質バイオマスの導入の促進、一般住宅への太陽光発電システム等設置補助制度の実施等により、温室効果ガス排出量の削減を図ってきましたが、目標値には達していません。気候変動対策を進めるには、今までの取組に加え、ZEH^{*}（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB^{*}（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の新しい技術の活用や、既に生じ、またこれから予測される気候変動に適応するための取組が重要となります。

気候変動対策の重要性が高まる中、近年、新たな問題として、再生可能エネルギー^{*}設備の設置が自然破壊や景観への悪影響を及ぼすケースが生じています。今後は、このような問題に対応して、適切な再生可能エネルギー設備の設置を推進していく必要があります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
顕在化する気候変動の影響	今までの取組に加え、新たな技術を活用	第4章 - 1 - (2) 新たな技術の活用 (P27) 第5章 - 2 - (2) エネルギーの効率的な利用の促進 (P43)
	気候変動への適応	第4章 - 3 - (1) ライフスタイルの転換 (P34) 第5章 - 2 - (5) 気候変動への適応 (P45)
再生可能エネルギー設備による自然破壊等の影響	適切な再生可能エネルギー設備の設置	第5章 - 2 - (1) 再生可能エネルギー等の普及促進 (P43)

ウ 循環型社会

第二次計画では、循環型社会の形成を目指し、ごみ減量、資源再利用化の推進を図っており、家庭ごみの排出量が減少傾向にあるなど、日常的な啓発活動の成果が表れているものと考えられます。

しかし、本市における1人1日当たりのごみ排出量は県全体平均よりも多く、また、管理指標である資源率も当初の値を下回っており、今後もさらなる取組を行っていくことが必要となります。また、近年問題となっている食品ロスについては、本市における実態を踏まえて、他計画との整合を図りながら、取組を行っていく必要があります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
県全体平均よりも高いごみの排出量・資源率の低下	3Rの推進	第4章 - 1 - (1) 環境ビジネスの拡大 (P27) 第5章 - 3 - (1) 3Rの推進 (P47)
食品ロスの課題	食品ロスの実態把握・対応	第4章 - 3 - (1) ライフスタイルの転換 (P34) 第5章 - 3 - (1) 3Rの推進 (P47)

エ 自然環境

本市は、市街地においても貴重性の高い植生が見られるなど、多くの優れた自然環境を有しています。第二次計画では、多くの管理指標が達成もしくは達成に準ずる実績となっており、まちづくりアンケート調査でも多くの人が「自然が守られていると思う」や「公園や街路樹などのまちの中の緑が多いと思う」と答えています。

水や緑や空が、守るべき環境であるということを改めて認識し、今後も豊かな自然環境を守り続けていくことが必要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
良好な状態の維持	自然環境保全の継続した取組	第4章 - 2 - (1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり (P30) 第4章 - 2 - (2) 地域資源の最大限の活用 (P31) 第5章 - 4 生物多様性を確保しながら、人と自然が共生できる社会の形成 (P49~51)

オ 生活環境

本市における大気汚染や水質汚濁など、市民生活の健康や安全に係る環境はおむね良好な状態に保たれています。第二次計画では、各管理指標は目標未達成の項目が多くなっていますが、達成率を数値として見ると、おむね高い達成率となっています。

また、景観についても各種取組により良好な景観の維持形成が図られており、景観計画の基準に適合した建築行為等の割合は100%を維持しています。

今後も安全・安心な生活環境を守るとともに、自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観の保全・形成に取り組むことが必要となります。

課題	必要となる取組	本計画における施策
良好な状態の維持	生活環境保全の継続した取組	第4章 - 3 - (3) 暮らしの基盤となる生活環境の保全 (P35) 第5章 - 5 - (1) 安全・安心な生活環境の保全 (P53~54)
	景観保全の継続した取組	第4章 - 2 - (1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり (P30) 第5章 - 5 - (2) 魅力的な景観の保全・形成 (P54)

北上川の歴史

北上川は東北地方を代表する清流の一つ

本市を南北に流れる北上川は、岩手町御堂を源泉として岩手県から宮城県へ流れる東北最大の河川であり、冬には白鳥が飛来し、秋には鮭が遡上するなど東北地方を代表する清流の一つとなっています。河川の水は、農業用水や生活用水として利用されるなど私たちの生活に欠かせません。また、河川や水辺にはたくさんの鳥や魚、昆虫などがすみ、草花や樹木もみられ、河川の景観では市全域で「北上川」が象徴的な存在となっています。



北上川

旧松尾鉱山の坑廃水による水質汚濁

現在の北上川は私たちにさまざまな恵みをもたらしてくれますが、河川が茶色く濁り、大きな社会問題となった時代もありました。

明治 15 年（1882 年）に岩手県八幡平の中腹で硫黄鉱床の大露頭が発見され、松尾鉱山として硫黄を生産し、当時の埋蔵量は東洋一の規模を誇ったといわれています。硫黄は、肥料や医薬品等のさまざまな原料として使用され、日本の近代化にも大きく貢献しました。しかしながら、昭和 47 年（1972 年）に閉山した後も鉱山から流出する大量の坑廃水が北上川の支流である赤川に流出し続け、強酸性水で有害物質のヒ素も含んでいることから、北上川の水質汚濁が大きな社会問題となりました。

この強酸性水により、北上川は魚類の生息できない川となり、その影響は宮城県境まで及びました。

現在もそして将来まで続く坑廃水処理

昭和 56 年（1981 年）に、旧松尾鉱山から流出する強酸性水を中和し水質汚濁を改善するための中和処理施設が完成し、施設による坑廃水処理が開始されるとともに、北上川は清らかな流れを取り戻しました。この施設は現在でも稼動しており、清流を保つためには、22 世紀になっても継続する必要があると見込まれています。

将来世代にも現在の清流を引き継ぐために

多くの人々が努力してきた歴史を経て現在の清流が保たれていること、坑廃水処理を継続することで、将来世代に現在の清流を引き継ぐことができるということは忘れてはならない大切なことです。



盛岡・北上川ゴムボート川下り大会

第3章

めざす将来像・

将来像を達成するための考え方

- 1 めざす将来像（スローガン）····· 18
- 2 めざす将来像を達成するための基本的な考え方 ··· 19
- 3 めざす将来像を達成するための施策の構成 ··· 24



開運橋からの眺望

1 めざす将来像（スローガン）

未来へとみんなが築く、 自然と“わ”になるまち“もりおか”

盛岡市環境基本条例第3条の「基本理念」、第7条の「施策の基本方針」を踏まえ、本計画のめざす将来像（スローガン）として、「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」を掲げます。

「未来へとみんなが築く」

「未来へ」は、盛岡の良好な環境を将来の世代に引き継ぐという意味を込めるとともに、本計画がSDGsのゴールも目指すものであるということを表しています。

「みんな」には、盛岡市環境基本条例の基本理念にある環境保全及び創造を、すべての者のそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行うことを表しています。

「築く」には、従来の環境にかかわる施策も継続しつつ、環境・経済・社会の総合的向上といった分野横断的な取組を通して“もりおか”をつくりあげていくことや、時に見過ごされがちだった各地域の資源、特性に改めて目を向けることで、その価値に「気付く」という意味を込めています。

「自然と“わ”になる」

「自然」とは、盛岡の環境の特徴でもある豊かな水辺や緑、美しい景観のまち並みや歴史的・文化的遺産などを表します。

「わ」には、「環」・「和」・「輪」のそれぞれにおいて意味を込めています。「環」はさまざまな資源が循環する自立・分散型の社会の形成、「和」は“自然環境と都市機能の調和”をイメージし、「輪」には市民や事業者との協働の下に各種の施策相互の有機的な連携（パートナーシップ※）も表しています。



岩山から望む市街地

2 めざす将来像を達成するための基本的な考え方

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用

SDGsは、それぞれの目標は独立しているものではなく不可分であり、総合的に取り組むことが必要とされています。例えば、私たちの暮らしや企業の経済活動は、環境という基盤の上に成り立っており、環境の復元力を超えて資源を採取し、環境に負荷を与える物質を排出し続ける経済発展は持続的なものとはいえません。逆に、環境を重んじるために経済活動を止めることも私たちの暮らししか成り立たないものとなります。それぞれの課題が相互に関連していることを認識し、施策の推進に当たっては、トレードオフ※の関係にある問題が生じた場合でも、どちらかを犠牲にするのではなく、分野横断的な解決策を見出し、同時解決（マルチベネフィット※）を目指すことが重要となります。

本市のめざす将来像の実現に向けて計画を推進するに当たっては、トレードオフの問題が生じた場合にもSDGsの考え方を活用し、同時解決を目指す取組を推進していくこととします。



SDGsのゴールと環境施策の関連性

環境基本計画に関連するゴール	SDGs の達成に貢献する主な施策
 飢餓をゼロに	ライフスタイルの転換, 3Rの推進
 すべての人に健康と福祉を	暮らしの基盤となる生活環境の保全, 魅力的な景観の保全・形成
 質の高い教育をみんなに	環境啓発の推進, 環境保全活動を担う人材の育成
 安全な水とトイレを世界中に	森林・農地・水辺の保全, 安全・安心な生活環境の保全
 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギー等の普及促進, エネルギーの効率的な利用の促進
 働きがいも経済成長も	環境ビジネスの拡大
 産業と技術革新の基礎をつくろう	環境ビジネスの拡大, 新たな技術の活用, 低炭素型のまちづくりの推進
 住み続けられるまちづくりを	自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり, 災害リスクを考慮した地域づくり
 つくる責任, つかう責任	環境ビジネスの拡大, 3Rの推進
 気候変動に具体的な対策を	二酸化炭素吸収源の確保, 気候変動への適応
 海の豊かさを守ろう	暮らしの基盤となる生活環境の保全, 不法投棄の防止と環境美化の推進
 陸の豊かさも守ろう	野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生, 森林・農地・水辺の保全
 パートナーシップで目標を達成しよう	ネットワークづくり, 各主体との協働の推進

(2) 環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組

本市における環境の課題には、化石燃料の使用に伴うエネルギー代金の域外流出等の経済的な側面、人口減少による環境保全等に取り組む担い手の不足といった社会的な側面が見られるなど、課題は複雑化しており、分野横断的な課題解決のためには、環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組が重要です。

経済社会活動が健全で恵み豊かな環境を基盤としていることを念頭に置きつつ、めざす将来像の実現に向け、経済・社会の課題解決にもつながるような分野横断的な取組を行っていくこととします。



再生可能エネルギーの活用（ソーラーガーデン姫神）



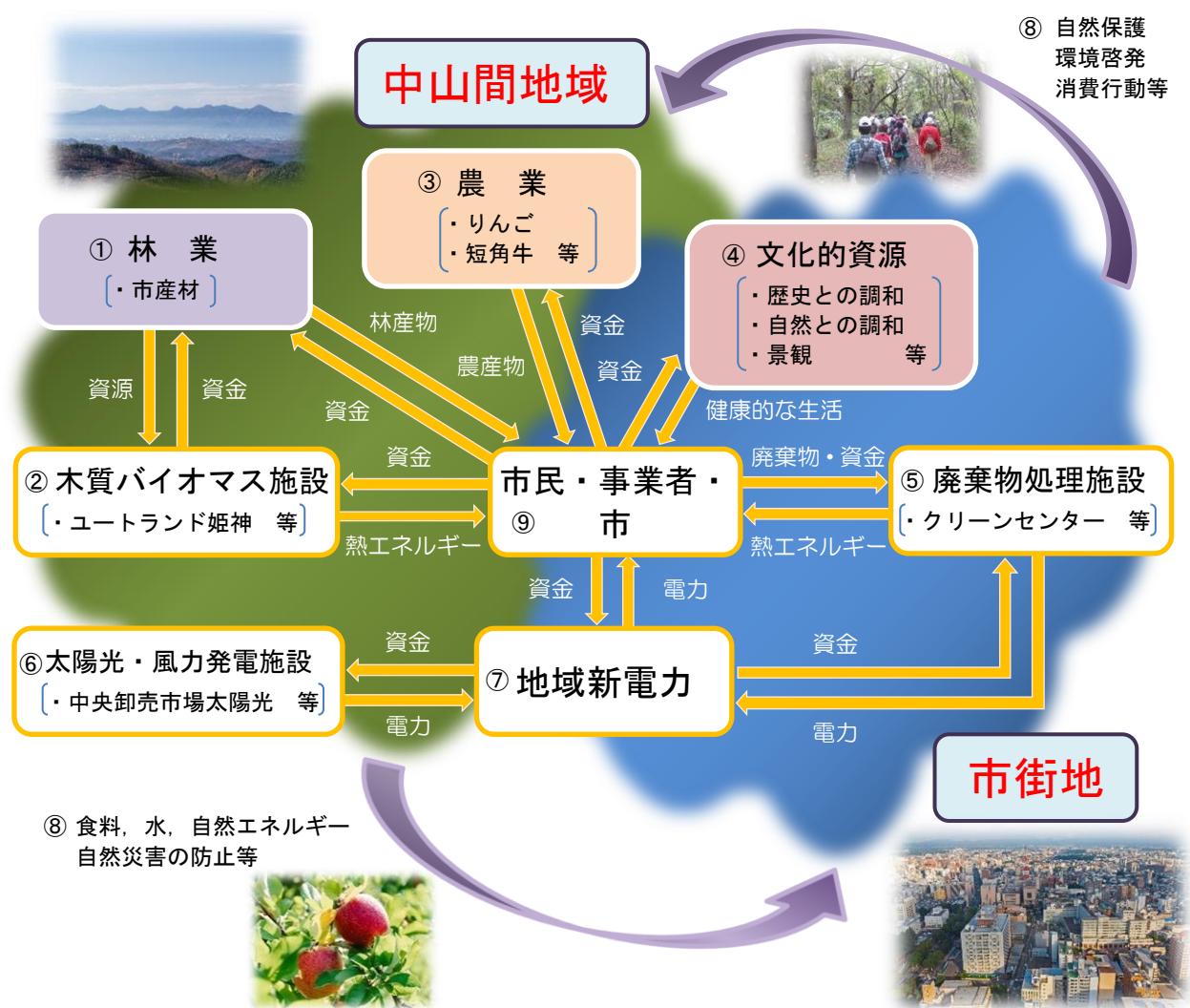
岩山から望む市街地の夜景

(3) 本市における地域循環共生圏の創造

国の第五次環境基本計画では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造が掲げられています。地域循環共生圏とは、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じたつながりを構築するというものです。

本市は、都市的な機能、歴史的な環境、豊かな自然環境など地域資源に恵まれた地域であり、それぞれの地域は資金や資源等の提供などにより多種多様なつながりが生じています。

めざす将来像の達成のためには、各々の地域が持続可能である必要があり、地域資源をこれまで以上に活用することで地域の活性化につなげていくことを目指します。また、地域資源は、市域に限らず周辺市町村も含めることで効率的な活用につながる事もあることから、広域での取組といった視点も踏まえることとします。



①市域面積の約73%を占める森林は、本市の豊かな資源の一つであり、中山間地域の活性化や防災等の多面的機能の発揮が期待されるものです。森林資源の有効活用と森林の適正な管理のため、木材を建築材料や木質バイオマス燃料として利用することは、人と自然との共生や地域内における資源・資金の循環へつながっていきます。

②木質バイオマスについては、ユートランド姫神のチップボイラー※や市の庁舎のペレットストーブ等、複数の機器が設置され、近年では、趣味的な面での人気も高まっており、一般家庭における導入も増加しています。木質バイオマスの普及は、地域内におけるエネルギーの循環、木材需要の高まりによる林業の活性化、カーボンニュートラル※という性質により地球温暖化の防止等に貢献するものです。

③本市には、盛岡りんごやもりおか短角牛など、魅力ある特産品が複数あります。これらの認知度の向上や利用促進・消費拡大を図ることは、農業の活性化だけではなく、地産地消による環境負荷の低減や、食や農への意識啓発などさまざまな効果が期待されるものです。

④豊かな水辺や緑、歴史的・文化的な遺産、それらが織りなす美しい景観などは、盛岡の環境の特徴であり、人々にうるおいや安らぎを与えるものです。人々が長い年月をかけて築き、継承してきたこれらの環境を守り続け、そして、その魅力を最大限に活かすことによって、未来につなげていくことが求められます。

⑤日々排出される廃棄物を資源としてとらえ、循環的に使用することや処理工程において得られるエネルギーを有効活用することは、自立・分散型の社会に向けた取組の一つです。本市では、クリーンセンターにおいて廃棄物の燃焼によって得られるエネルギーを発電や余熱利用施設の熱源として活用しているほか、堆肥化によって廃棄物系バイオマスを有効利用している地域もあり、このような取組を今後も継続していく必要があります。

⑥本市には、中央卸売市場に設置してあるメガソーラーや姫神ウィンドパーク（風力発電設備）など多くの再生可能エネルギー施設が存在しており、住宅においても太陽光発電設備の導入が進んでいます。今後も、気候変動対策や分散型エネルギー※の取組として、再生可能エネルギーのさらなる普及が求められます。

⑦地域密着型の電力小売事業者である地域新電力※は、エネルギーの地産地消※により電力を地域内で循環させる上で必要不可欠な存在です。地域新電力の存在により、エネルギー事業においてさまざまな可能性が広がり、環境によるさまざまな付加価値を最大限活用することができることから、今後、地域新電力を活用した取組を進める必要があります。

⑧本市には、北東北の交流拠点や県都としての都市機能を有する市街地と、多種多様な自然環境を有し農林業の場となる中山間地域の両方が存在しています。それぞれの地域が特性に応じて、互いに補完し、支え合うことが自立分散型の社会を形成することにつながります。

⑨それぞれの取組を推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を実践し、かつ、さまざまなパートナーシップのもと、お互いに連携と協力を図っていくことが重要です。

3 めざす将来像を達成するための施策の構成

(1) 分野横断的施策の設定

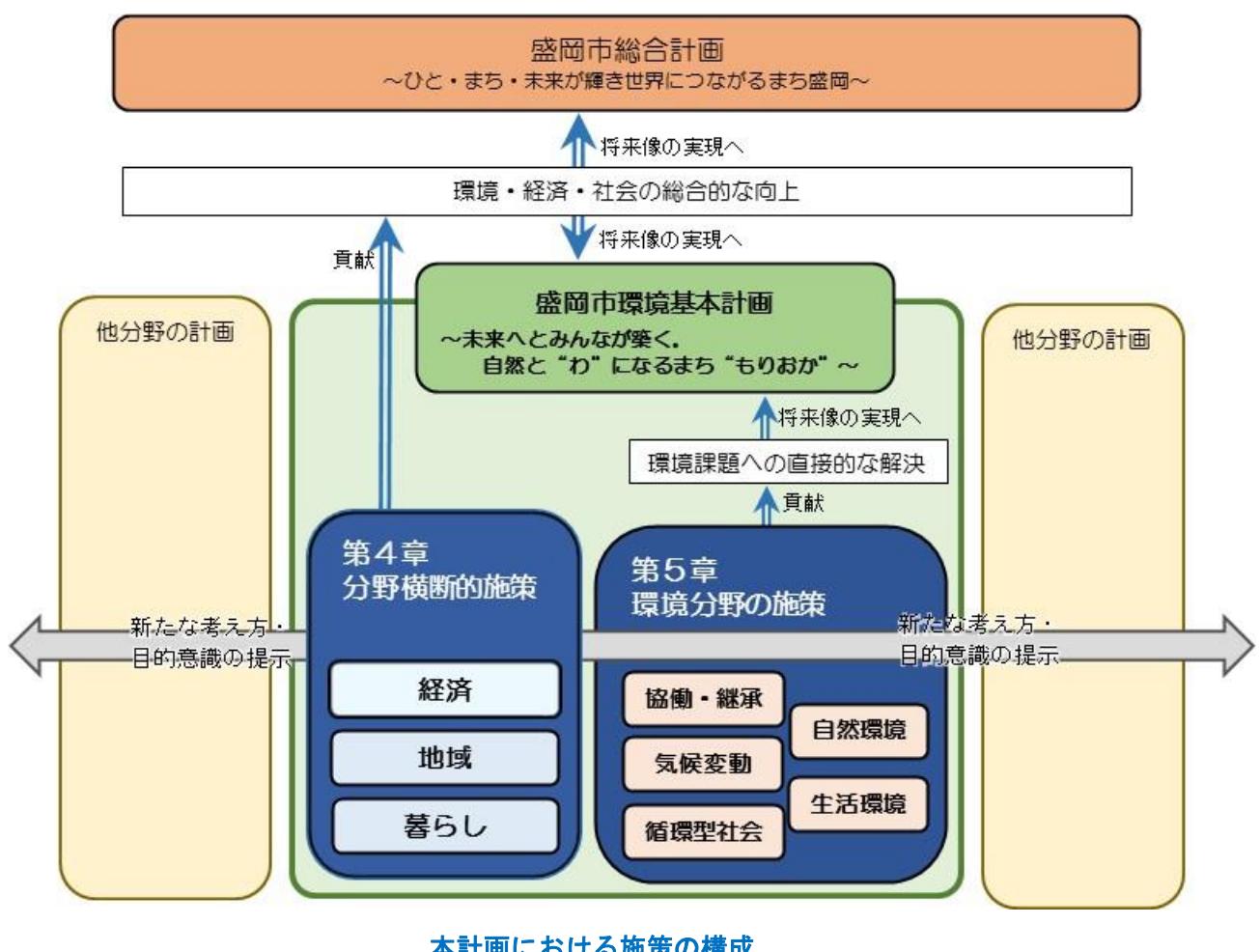
めざす将来像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む施策を「経済」、「地域」、「暮らし」をキーワードとして設定しました。

分野横断的施策は、環境分野以外のさまざまな分野の施策も含まれており、事業を実施する上でのSDGsの考え方や新たな目的意識を提示するものであり、それによってそれぞれの分野における事業目的だけではなく、あらゆる分野への貢献を認識し、環境・経済・社会の総合的向上を目指して実施されるものです。

なお、それぞれの施策は、内容として重複する部分もありますが、一つの施策を実施することで複数の課題に貢献する施策を実施することにもつながり相乗効果が生じます。

(2) 環境分野の施策の展開

これまで実施してきた環境分野における施策については、環境課題に対する直接的な対策と分野横断的施策を支える施策として、継続して推進していく必要があります。環境分野ごとに基本方針を定め、施策の方向性を明確にし、分野ごとに施策を展開することとします。



第4章

分野横断的施策

1	経済	～環境と経済の好循環～	26
2	地域	～魅力ある地域づくり～	29
3	暮らし	～持続可能な暮らしへの転換～	33



市街地を流れる中津川

1 経済

分野横断的施策 1：経済

環境と経済の好循環

関連するSDGsのゴール



経済を犠牲にした環境への取組は、持続性がなく短期的なものとなりがちです。長期的な環境への取組を実現するためには、環境と経済が両立することが重要となります。

近年、ESG投資※拡大・普及が世界的に進んでおり、環境や社会、経済の課題解決を図ることは、持続可能なビジネスモデルを構築する上で重要であるという認識が浸透しつつあります。

本市においても経済面における環境への意識の高まりが見られ、事業所アンケートの結果(巻末資料-P18~20 参照)からは、多くの事業者が環境対策への取組が経営面においても重要であるという認識を持っていることが分かります。

これらのことから、環境と経済が両立し、互いに好循環を生む経済システムの構築を目指します。

【ロードマップ】

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和12(2030)
環境ビジネスの拡大	★3Rの促進や資源の効率的な利用に 係る取組検討・啓発の実施		★効果検証、手法見直し・改善・実施
	★グリーン購入の実施、環境配慮契約 の取組検討・実施		
	★新たな環境ビジネスの率先的活用		
	★地域新電力の 活用方法検討	★取組の実施	★効果検証、改善・取組の実施
新たな技術の活用	★新技術の情報収集・取組検討・実施		★新たな技術の情報収集・導入検討 導入の実施・効果検証
	★水素利用の技術情報収集・取組検討		
エネルギーの収支改善	★徹底した省エネルギーの推進		★効果検証、さらなる取組の検討・ 実施
	★再エネ活用の取組検討・実施		
	★エネルギーの 地産地消の 情報収集・ 手法検討	★取組の実施	★効果検証、改善、さらなる取組の検 討・実施

(1) 環境ビジネス*の拡大

地球規模での環境問題の解決に向けた取組もあり、環境ビジネスの市場規模や雇用規模は継続して拡大基調にあります。経済活動においても、生産・消費・廃棄が一方通行だったものから、経済活動のあらゆる段階において、資源の効率的・循環的な利用が促進されています。このような潮流の中で、本市においても、環境ビジネスの拡大を図り、循環性の高い経済システムへの転換に貢献することが求められます。

環境ビジネスの拡大に関する施策

- ① 3Rの促進や資源の効率的な利用により、循環性の高い経済システムへの転換を促します。
- ② グリーン購入*や環境配慮契約を推進することにより、環境ビジネスにおける需要の拡大を図ります。
- ③ 「リース」や「シェアリング*」などは、製品の所有権を有する事業者にとって、長寿命化やリサイクルしやすい設計を行う意義が大きいことから、これらのビジネス形態を率先的に活用することにより、循環性の高い製品の流通を促します。
- ④ 地域新電力を活用することにより、エネルギーの地産地消や地域における環境ビジネスを活性化させ、地域経済に貢献します。

(2) 新たな技術の活用

新たな技術は、さまざまな課題を解決へと導くことが期待されています。例えば、急速に発達しているAI*（人工知能）やIoT*（モノのインターネット）といったICT*（情報通信技術）は、有効活用することにより、さまざまな知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことでさまざまな課題の克服につながり、少子高齢化・人口減少に伴う人手不足の克服にもつながることが期待されています。

経済的な視点から見ても、新たな技術を活用することは、生産性を向上させるだけでなく、先進的な事例としての付加価値や新たな事業の創出などが期待できるため、重要な取組です。

新たな技術の活用に関する施策

- ① ICT（情報通信技術）によるEMS*（エネルギー管理システム）等を活用することにより、施設や設備の省エネルギー化や資源の効率性の向上を図ります。
- ② 電力を水素に変換して貯蔵（POWER-to-Gas*）する技術は、電力系統安定化への貢献や運輸部門の温室効果ガス排出削減、災害時も含めたエネルギーの安定供給等につながることが期待されていることから、技術開発・実証等の進行に合わせ、水素利用を検討していきます。

(3) エネルギーの収支改善

本市における地域経済は、エネルギー代金が域外に流出する構造となっています。また、再生可能エネルギーによる発電設備の導入についても、県外からの投資により設置したものが多く、結果的に地域で循環するエネルギー代金が少なくなるといった課題が生じています。

これらの課題を解決するには、「エネルギー」は「資金」であるという認識のもと、それぞれの範囲に応じた取組を推進していく必要があります。例えば、個々の建物においては、徹底した省エネルギーの推進により、放出され無駄になるエネルギー（資金）を最小限に抑えることが重要です。地域という範囲においては、本市だけでエネルギーを賄うことは限界があることから、盛岡広域圏などの地域の中で資源を融通しながら、再生可能エネルギー資源を最大限に活用することや、エネルギーを効率的に利用することが求められます。そして、このような地域内でエネルギー（資金）が循環することは、新たなビジネスや雇用の創出に貢献するもので、地域経済の活性化につながります。

エネルギーの収支改善に関する施策

- ① 徹底した省エネルギーの推進により、気候変動対策だけではなく、支出の削減による生産性の向上や地域内におけるエネルギー消費の抑制に寄与します。
- ② 市内や周辺の自治体に豊富に存在する、木質バイオマス、廃棄物系バイオマス、地熱、風力、太陽光など、再生可能エネルギー資源を最大限に活用することにより、削減したエネルギー代金を地域内で循環させ、雇用の確保や所得の向上につなげます。
- ③ 地域資源により生み出した熱や電気のエネルギーを地域内で消費するエネルギーの地産地消により、エネルギーの収支改善を効率的に進めます。



姫神ウィンドパーク

2 地域

分野横断的施策2：地域

魅力ある地域づくり

関連するSDGsのゴール



国の計画において示された「地域循環共生圏」では、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されるとされています。

本市は、人々が永い年月をかけて築き上げてきた歴史や文化、美しいまち並み、水資源やバイオマス資源など、さまざまな魅力を備えています。それらの地域資源を活用しながら、魅力ある地域づくりに取り組むことにより、地域循環共生圏の創造につなげていく必要があります。

【ロードマップ】

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和12(2030)
自然・歴史・快適な 都市機能が調和した まちづくり	★緑の保全と緑化の推進に係る取組 (盛岡市緑の基本計画と連携) ★歴史的・文化的な遺産等の一体的な保全 (盛岡市景観計画等と連携) ★コンパクトな市街地形成や交通網の 充実に関する取組 (盛岡市都市計画マスターplan等 と連携) ★地域公共交通網の形成に関する取組 (盛岡市総合交通計画等と連携)		★効果検証、連携する計画の見直し による新たな施策の実施
地域資源の 最大限の活用	★自然環境の保全に係る取組 ★歴史的・文化的な地域資源活用に 関する取組検討・実施 ★新・湯治の取組検討、周知啓発 ★地域特産品のPR ★廃棄物焼却施設における余熱エネルギーの有効活用、新たな手法の検討 ★継続した木質バイオマスの活用、あらたな活用の仕組みづくり検討・活用実施		★効果検証、さらなる活用の取組 検討・実施

取組事項	年度		
	令和 3 (2021)	令和 6 (2024)	令和 12 (2030)
ネットワークづくり	★多様な主体との協働の実施、協働体制の構築		
	★市街地と中山間地域とのつながりの構築に関する取組検討・実施		★効果検証、手法見直し・改善・実施
	★都市間交流の推進と協働による取組の検討・実施		
災害リスクを考慮した地域づくり	★健全な森林整備に関する取組実施（盛岡市森林整備計画と連携）		★効果検証、連携する計画の見直しによる新たな施策の実施
	★地域の分散型エネルギー取組検討・実施		★取組の実施、効果検証、手法見直し・改善・実施

(1) 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり

本市は、中心市街地から岩手山や姫神山などの山並みや丘陵地を望むことができ、北上川や零石川、中津川、築川等が交わり、水と緑がまち並みを構成する重要な要素になっています。本市のまちづくりは約400年前の盛岡城築城を契機に進められ、城を中心とした城下町の構造が継承されながら、明治以降も県都として発展してきた歴史を物語る歴史的建造物が点在し、歴史的・文化的資源は、まちへの親しみやほこりを感じさせるものになっています。盛岡に残る自然環境、長い歴史の中で育まれてきた歴史的環境は、各分野の課題解決を進めていく上で最も基盤となる要素です。

また、機能的な都市の形成は、あらゆる環境に良い影響を与え、コンパクトな市街地の形成や交通網の充実などは、生活環境や地球環境にも影響を与えるものであり、環境施策の基盤となる取組といえます。

自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくりに関する施策

- ① 水と緑によるうるおいのあるまちづくりを推進することにより、身近な緑と生物多様性の確保に貢献します。
- ② 歴史的・文化的遺産と豊かな緑を一体的に保全し、景観を守り続けることにより、うるおいや安らぎのある生活環境を保ちます。
- ③ コンパクトな市街地の形成と交通網の充実により、自家用車利用から徒歩や自転車、公共交通機関の利用への転換を促すことによって、人と環境にやさしい機能的なまちづくりを推進します。
- ④ 市街地や郊外部に拠点となる交通結節点を配置し、これらの結びつきを強化するとともに、中山間地などでは集落内や最寄りの拠点と連絡する地域のニーズに合った移動手段を確保するなど、地域公共交通網の形成により、誰もが移動しやすい交通環境の構築を目指します。

(2) 地域資源の最大限の活用

本市は、多くの魅力ある地域資源を有しているものの、それを最大限活用できている状態とはいえません。

例えば、市内に点在する明治以降の近代化遺産を中心とした歴史的建造物は、これまで一部は観光文化施設として活用されてきましたが、地域づくりの資源としての認識が十分されていないものも多く存在します。これらの建造物について、保存や維持にのみ注力するのではなく、イベント会場や観光資源としての活用も推進することで、地域に新たな付加価値が生み出されます。

地域に眠る資源に気付き、活用することは、地域における環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組の具体化の第一歩であり、これを持続することが魅力ある地域づくりにつながります。

地域資源の最大限の活用に関する施策

- ① 豊かな自然環境を保全することにより、生物多様性の確保や自然が織りなす美しい景観の形成に貢献します。
- ② 歴史的・文化的な地域資源を再認識し、イベントや観光資源としての活用を推進することにより、環境啓発の推進や地域資源の保全を図ります。
- ③ 現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治※」を推進することにより、温泉による健康増進効果だけではなく、温泉地周辺の多様な自然、歴史・文化、食などといった地域資源への理解の促進と温泉地の活性化に貢献します。
- ④ 盛岡りんごやもりおか短角牛など、魅力ある特産品をPRすることにより、農業や食への関心を高めることで、地産地消や食品ロスの削減を推進します。
- ⑤ 廃棄物を資源としてとらえ、その処理過程で得られるエネルギーを発電や余熱利用施設の熱源として有効に利活用することにより、エネルギー収支の改善や良好な生活環境の確保に貢献します。
- ⑥ 木質バイオマス資源を活用した地域づくりにより、林業や木材産業の活性化、森林の適正な管理が進むことによる二酸化炭素の吸収源の確保を図ります。

(3) ネットワークづくり

地域における課題の解決には、担い手不足やノウハウの不足などの問題もあるため、自身の努力で課題を解決するといった行動のみでなく、地域住民等が共にアイデアを出し合い、支え合い、助け合うことが大切です。

多様な主体の協働（パートナーシップ）は、SDGsの基本的な考え方である「5つのP※：People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、Partnership（パートナーシップ）」の一つにも掲げられており、さまざまな取組を進める上で、今後さらに重要となります。

パートナーシップも含め、地域においてあらゆるネットワークが形成されているかどうかは、その地域の魅力に直結してくるものです。

ネットワークづくりに関する施策

- ① 多様な主体の協働（パートナーシップ）により、環境を含めさまざまな事業を効率的に推進することや担い手不足等の地域課題の解決に貢献します。
- ② 食や観光などの地域資源を持続的に活用していくことにより、市街地と中山間地域における自然的なつながり（自然の恵み）と経済的なつながり（資金・人材等）を構築します。
- ③ 都市間交流や市外における盛岡の魅力のPRなど、対外的なネットワークづくりを促進することにより、地域資源の活用や他都市との協働を推進します。

（4）災害リスクを考慮した地域づくり

平時から災害時まで一貫した安全を確保することは、健康で心豊かな暮らしの実現や魅力的な地域づくりにつながります。

例えば、適切な森林の整備は二酸化炭素の吸収源としての役割の機能の強化につながるとともに、土砂災害の防止や低減につながる取組です。また、地域ごとに自立した分散型エネルギーとして再生可能エネルギーの導入を推進することは、災害時に必要なエネルギーを迅速に供給することにつながります。

災害リスクを考慮した地域づくりに関する施策

- ① 多様で健全な森林整備を推進することにより、自然環境が持つ環境保全機能を向上させ、災害の防止や低減を図ります。
- ② 平時から事故・災害時まで一貫した安全を確保するため、各地域において自立した分散型エネルギーの取組を推進します。



石造十六羅漢（市指定文化財）

3 暮らし

分野横断的施策3：暮らし

持続可能な暮らしへの転換

関連するSDGsのゴール



地球規模での気候変動、環境破壊が進んでいる現状やエネルギー資源などは有限であるという事実から、このままでは、現在の暮らしを続けていくことができなくなるのではないかと危ぶまれています。持続可能な社会の実現には、私たちの暮らしが、安全・安心で良好な生活環境を保つことが前提となります。そして、私たちができることは、現状を正しく把握し、市民一人ひとりがこれまでの暮らしを見直し、自ら考え、できる範囲で環境に配慮した行動を取ることです。

これらのことから、ライフスタイルの転換と安全・安心な生活環境の保全により、持続可能な暮らしへの転換を目指します。

【ロードマップ】

取組事項	年度		
	令和3(2021)	令和6(2024)	令和12(2030)
ライフスタイルの転換	★食品ロス削減の取組検討・実施	★効果検証、手法見直し・改善・実施	
	★徒歩や自転車移動の推進 (盛岡市総合交通計画と連携)	★効果検証、連携する計画の見直しによる新たな施策の実施	
	★気候変動適応策の検討・取組実施		
	★ライフスタイルにあった働き方の啓発・取組実施	★効果検証、手法見直し・改善・実施	
環境啓発の推進	★環境啓発内容の検討・実施		
	★E SDの実施・普及促進の検討	★効果検証、手法見直し・改善・実施	
	★自然に関する環境啓発の検討・実施		
暮らしの基盤となる 生活環境の保全	★環境モニタリングの実施、情報の発信		
	★感染拡大防止の取組検討・実施	★効果検証、手法見直し・改善・実施	
	★プラスチック等の廃棄物の発生抑制・適正処理の取組実施	★効果検証、手法見直し・改善・実施	

(1) ライフスタイルの転換

持続可能な暮らしへの転換には、私たちの行動がどのような影響を与えるのかを理解し、その上で、ライフスタイルを見直していく必要があります。

例えば、本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品ロスの問題は、食料の多くを海外からの輸入に依存しているわが国においては、多額の輸送費用が発生し、さらには廃棄処分による費用や環境負荷も生じます。そのことを理解し、食品ロスを削減させる行動を促進する必要があります。

私たちのライフスタイルは、環境問題だけではなく、健康増進などさまざまなものに影響を与えることから、あらゆる課題の解決に結びつくライフスタイルへと転換することが必要となります。

ライフスタイルの転換に関する施策

- ① 一人ひとりの「もったいない」意識の醸成を図り、多様な立場から食品ロスの削減に取り組める環境づくりを進めます。
- ② 徒歩や自転車移動を推進することにより、健康増進や温室効果ガスの削減、自動車騒音などの環境負荷の低減に貢献します。
- ③ 熱中症対策や感染症対策、災害への備えなど、気候変動に適応した生活への転換を図ります。
- ④ テレワーク※などのライフスタイルにあった働き方を推進することにより、仕事と育児・介護との両立がしやすい環境をつくるだけではなく、通勤に伴う二酸化炭素排出量の削減や通勤時間の削減による生産性の向上、感染症拡大の防止に貢献します。

(2) 環境啓発の推進

私たちの暮らしを持続可能なものへと転換していくには、私たちの行動が価格の安さや利便性の高さのみを追求するのではなく、その背後にある社会的な費用や環境への負荷にも意識を向けることが必要です。そのためには、環境啓発を推進することにより、正しい知識と新たな「気付き」を与えることが重要となります。

環境啓発の推進に関する施策

- ① 環境啓発の推進により、ライフスタイルを見直すきっかけづくりと環境への意識の高まりを促します。
- ② ESD※（持続可能な開発のための教育）により、人々の暮らしの転換を図り、持続可能な地域づくりを担う「人づくり」に貢献します。
- ③ エコツーリズム※等の自然に関する環境啓発を実施することにより、市街地と中山間地域とのネットワークの形成に貢献します。

(3) 暮らしの基盤となる生活環境の保全

自動車交通や事業活動、日常生活による環境への負荷は、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動などさまざまな環境の変化をもたらし、私たちの生活に影響を及ぼしています。健康で安全な生活を営んでいくためには、大気や水など私たちを取り巻く環境が良好な状態にあることが前提となります。また、私たちの生活は、さまざまな環境リスクを抱えており、環境汚染や感染症の流行などが与える経済活動等への影響は計り知れず、このようなことからも、生活環境の保全は重要な取組といえます。

暮らしの基盤となる生活環境の保全に関する施策

- ① 大気や水など私たちを取り巻く環境が良好な状態に保たれているか現状を把握し、情報を共有することにより、安全・安心な生活環境を保全します。
- ② 感染症の流行は、暮らしの基盤を揺るがすほどの影響が生じることもあることから、日常における手洗いや換気等の感染拡大防止につながる衛生的な取組を推進します。
- ③ 海洋プラスチックごみ問題は、陸域のプラスチックごみが河川等を経由して海域に流出することによっても発生しており、海に面していない本市においても課題であることから、プラスチック等の廃棄物の発生抑制、適正処理に努めます。



高松公園



高松の池のカルガモ



盛岡城跡公園（鶴ヶ池）

第5章

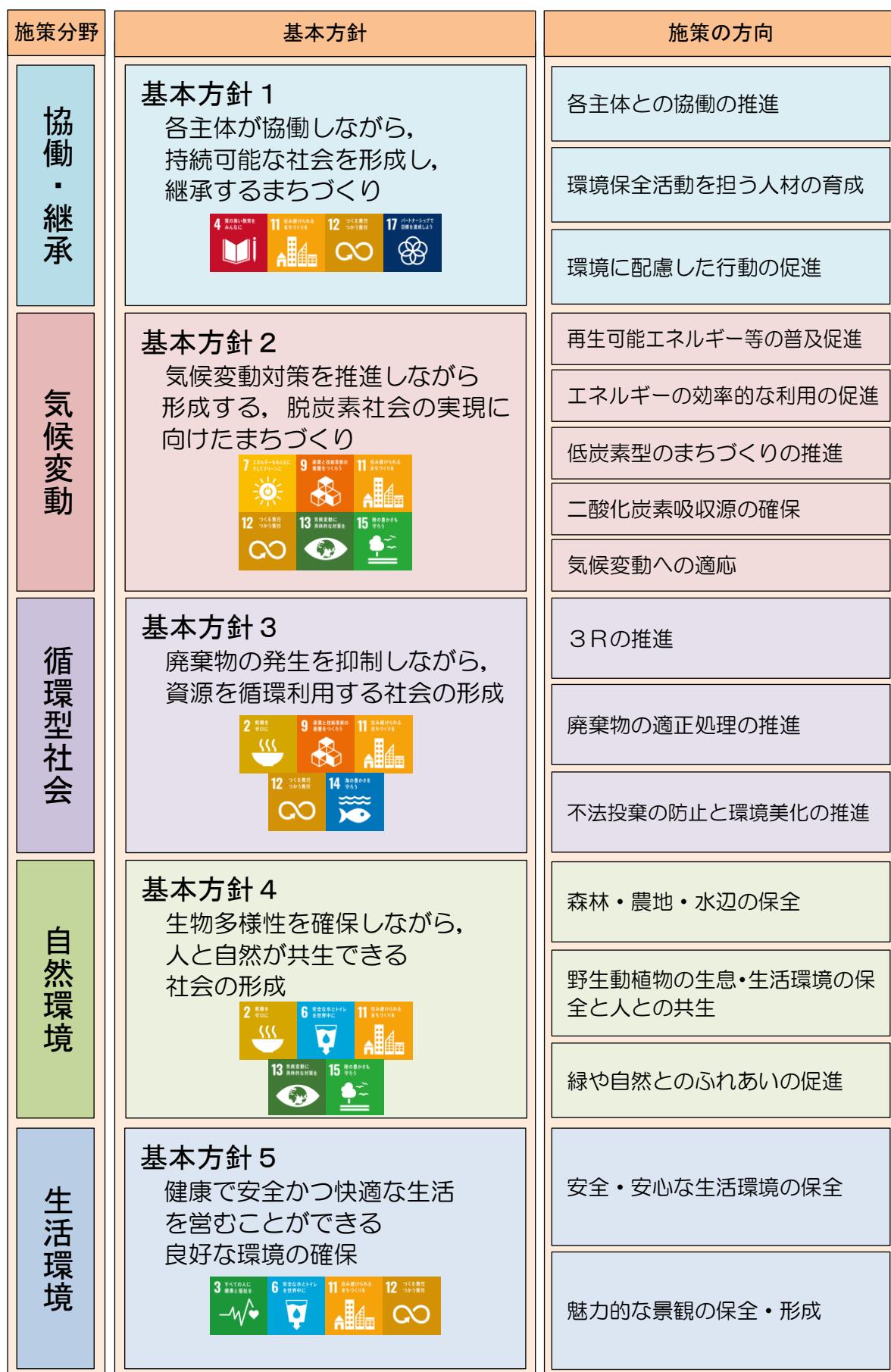
環境分野の施策

1	協働・継承	39
2	気候変動	42
3	循環型社会	46
4	自然環境	49
5	生活環境	52



岩洞湖と岩手山

○施策の体系図



1 協働・継承

基本方針 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり

関連するSDGsのゴール



市では、これまで市民や事業者などと協働しながら、生活環境や自然環境の保全、循環型社会の構築、気候変動対策など、多岐にわたる施策に取り組んできました。その結果、市域の環境はおおむね良好な状況で保全されているといえます。

一方、人口減少や人口構造の変化が一因となって環境活動の担い手の減少などを招き、環境保全活動を担う人手の不足や、環境保全に対する活力が低下することが懸念されています。

このような中、私たちが、この豊かで良好な地域環境を将来にわたって守り、育み、将来世代へと継承していくためには、活動にかかわる各主体の協働が不可欠です。また、将来にわたり環境保全活動等を担う人材を育てていく上で、将来を担う子どもたちへの環境教育・環境学習を推進することが必要です。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数 (生活環境の保全)	人	* 42,000	42,000	➡
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数 (自然体験、自然との共生)	人	* 220,000	220,000	➡
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数 (地球環境への貢献)	人	* 37,000	37,000	➡

* 平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度)の実績値平均(千人未満切上げ)

【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
環境学習講座の参加者数	人	* 400	500	↑
盛岡市子どもエコチャレンジの参加者数【累計】	人	14,918	33,000	↑

* 平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度)の実績値平均(百人未満切上げ)

(1) 各主体との協働の推進

本計画の上位計画である盛岡市総合計画の基本構想において、まちづくりを考える上で重視する視点として、「共につくるまち」があります。環境保全活動といった環境にかかわる活動についても、良好な環境を維持・向上させていくためには、市民、町内会・自治会、教育機関、NPO、事業者、市など多様な主体がそれぞれの分野で活動の成果をあげていくとともに、それぞれの特徴を活かし、連携しながら協力し合う、協働による取組が重要です。

- ① 情報や器材の提供や交流を通じて、環境に関するボランティア活動やNPO活動を支援するとともに、協力と連携を促進します。
- ② 農林業イベントの開催、市民農園や農産物などの産直施設の整備などにより、農林業の重要性の啓発や、人的交流の促進を図ります。
- ③ 環境にかかわる人材の育成を進めるため、教育機関・NPO・事業者・市などの連携を進めます。
- ④ 環境啓発イベントや環境学習の場を通じて、市民・教育機関・NPO・事業者・市などが互いの環境にかかわる活動や課題を学び合うなど、情報や人的交流の促進を図ります。

(2) 環境保全活動を担う人材の育成

人の考え方や行動が環境に大きな影響を与えることから、将来にわたって良好な環境を守り継承していくためには、子どもから大人までを含めたあらゆる世代の市民が環境に対する正しい理解と知識を持ち、自ら考え、適切な行動を取ることが重要です。そのためには、環境施策を推進するための土台づくりとして、環境教育・環境学習により各主体の環境保全意識を高めることが必要となります。

また、環境教育・環境学習の推進とともに、情報の共有や人材の交流を図るなど、良好な環境が継承できる環境づくりも重要となります。

ア 環境教育・環境学習の推進

- ① 環境体験学習施設など環境学習拠点の整備を図ります。
- ② 環境教育副読本を発行するなど、小中学校での環境教育への支援を進めます。
- ③ 自然観察会、水生生物調査、星空観察会、こどもエコクラブ※活動などの体験型環境学習を進めます。
- ④ 公民館などの環境講座の開催により環境学習に接する機会の提供に努めます。
- ⑤ 環境教育・環境学習プログラム、環境人材育成の研究・開発を進め、子どもや大人などそれぞれの状況に応じた環境教育を推進します。

イ 環境情報の収集・提供

- ① 二酸化炭素排出量等の見える化による取組意欲の向上のため、電気やガス等のエネルギー使用量から二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿等の活用に向けた情報発信を行います。
- ② 年次報告書や環境情報誌を定期的に発行するほか、市のホームページで環境の状況に関する情報や、環境イベント等への参加呼びかけなど、環境情報を提供します。
- ③ 県の環境学習交流センターと連携して環境情報の発信などを行います。

(3) 環境に配慮した行動の促進

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、実行することが必要です。各主体と協働しながら、環境保全活動等の普及・啓発に努め、環境に配慮した行動を促進します。

- ① 市が率先して環境マネジメントシステム※に取り組むとともに、事業者に対して環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- ② エコマーク商品※など環境保全型商品の利用促進など、環境に配慮した生活を送る消費者（グリーンコンシューマー※）を増やすための啓発を進めます。
- ③ 低農薬・有機農産物、農地の存続や流通段階のエネルギー消費の削減に寄与する地場産品の普及に向けた啓発を進めます。
- ④ 環境に配慮した暮らしや活動について情報の提供を進めるとともに、市民参加による実践活動の推進を図ります。
- ⑤ ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を普及させるとともに、環境に配慮した暮らしや行動を促進します。
- ⑥ 家畜排せつ物等の有効利用による堆肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り、環境保全型農業、簡易包装の推進など、事業者の環境に配慮した活動を促進するための啓発を進めます。
- ⑦ 市産材の安定した供給や木材利用を推進するため、市民と事業者のネットワークの整備を図ります。



中津川沿いの遊歩道

2 気候変動

基本方針 2 気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

関連するSDGsのゴール



私たちの便利で快適な生活や事業活動を支えているエネルギーの多くは、石油、石炭などの化石燃料を原料としています。これらを消費することによって排出される二酸化炭素は、気候変動に密接に関係しており、その影響が気温の上昇や短時間強雨の発生などの形で私たちの生活に現れてきています。

これらのことから、脱炭素社会※の実現に向けて、温室効果ガス排出量を削減できる再生可能エネルギーや省エネルギーへの取組を進めるとともに、低炭素※型のまちづくりの推進や二酸化炭素を吸収する機能のある森林の保全に努めています。

また、さまざまな環境への負荷の低減を図ったとしても避けられないと予測される影響に対して、適応するための取組も進めます。

【総合的な指標】

指標	単位	平成 29 年度 (2017 年度) 実績	令和 12 年度 (2030 年度) 目標値	目指す方向
温室効果ガスの総排出量	千 t-CO ₂	2,309 (暫定値)	1,203	↓

【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019 年度) 実績	令和 12 年度 (2030 年度) 目標値	目指す方向
市の公共施設の木質バイオマス機器による二酸化炭素排出の削減量	t-CO ₂	251	650	↑
通勤時における自動車の交通利用分担率	%	67.4	53.0 令和6 (2024) 年度	↓
施業が行われた民有林の面積	ha	762	997	↑

(1) 再生可能エネルギー等の普及促進

本市には、木質バイオマス、地熱、風力、太陽光など、再生可能エネルギー資源が豊富にあります。温室効果ガス排出量を削減していくためには、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを積極的に導入していくことが重要であることから、周辺環境に配慮しながら地域の自然的特性を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進していきます。

- ① チップボイラー、薪ストーブなどの導入を推進し、木質バイオマスの利用を進めます。
- ② 地中熱利用をはじめとする再生可能エネルギー設備の公共施設での導入を検討します。
- ③ 再生可能エネルギーの最新技術の動向などの情報を提供し、普及に努めます。
- ④ 再生可能エネルギーの導入や設備の設置を推進するための具体策について検討します。
- ⑤ 自然環境や景観などにも配慮した適切な再生可能エネルギー設備の設置を促します。
- ⑥ 水素エネルギーに関する情報を収集し、具体的な利活用方法について検討します。

(2) エネルギーの効率的な利用の促進

温室効果ガスの排出を削減するためには、エネルギー使用機器を最新のものに更新することや、エネルギー・マネジメントシステムの導入などにより使用するエネルギーの最適化を図ることなど、ハード面での取組が効果的です。また、温室効果ガスの排出量を抜本的に削減していくためには、市民一人ひとりがライフスタイルにおいて省エネ意識を持ち、低炭素化していくことが重要です。

- ① ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について情報を提供し、普及に努めます。
- ② 公共施設では高断熱・高気密で自然採光や通風に配慮した建築物の導入を図るとともに、高効率照明器具※やエネルギー・マネジメントシステムの導入を進めるなど、省エネルギー化を推進します。
- ③ 公共施設の省エネルギー化に当たっては、リース事業やESCO事業※などを活用することによって、効率的に推進します。
- ④ 節電や冷暖房の設定温度の適正化など省エネルギー型の生活の工夫について、情報を提供するとともに、意識の改革を促します。
- ⑤ バスなどの公共交通や一般車両において、環境負荷の少ない自動車を普及するためには、電気自動車等の低燃費車や低公害車※の情報を提供します。
- ⑥ アイドリングストップ※運動やエコドライブ※の促進など自動車の適正運転の普及に努めます。
- ⑦ 地域資源を活用したエネルギーの消費や地域新電力の活用により、エネルギーの地産地消を推進します。
- ⑧ 交通面なども含め、資源・エネルギーの有効利用を進め、今までの生活様式の見直しについて意識の改革を促します。

(3) 低炭素型のまちづくりの推進

低炭素型のまちづくりを実現していくためには、都市機能を適正に集約化するとともに公共交通機関の充実・強化等を図り、都市活動でのエネルギー利用の効率性を高め、エネルギー消費を抑制することが重要です。公共交通機関の利用促進を図りつつ、交通流の円滑化に努め、低炭素型のまちづくりを推進します。

- ① 都市機能の集約や再開発事業等による高密度で複合的な土地利用の推進により、都市活動でのエネルギーの効率的な利用を図ります。
- ② 主要な地域と中心市街地を結ぶ利用しやすい公共交通軸の充実・強化を図り、自家用車利用から公共交通機関の利用への転換を促進します。
- ③ 中心市街地における歩道や自転車走行空間を拡充し、徒歩や自転車での回遊性の向上を図ります。
- ④ 自転車利用の多い路線における自転車走行空間の確保や、自転車駐輪場の整備等により、自転車利用環境を改善し、自転車の利用促進を図ります。
- ⑤ ユニバーサルデザイン※による誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。
- ⑥ ノーマイカーデーの設定や時差出勤の実施などを進め、交通渋滞の緩和を図り、交通流の円滑化に努めます。
- ⑦ 幹線道路や橋梁の整備、交差点改良、踏切拡幅、道路と鉄道との立体交差など、基盤整備を進め、交通流の円滑化に努めます。
- ⑧ 違法駐車の防止の指導や啓発を図り、交通流の円滑化に努めます。
- ⑨ 温室効果ガスであるフロン※などの回収・破壊を進めます。
- ⑩ ウォーカブル推進都市※として、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。

(4) 二酸化炭素吸収源の確保

本市は、市域面積の約73%を森林が占めているなど、多くの緑がある地域特性を有しています。適切な森林管理を行い森林環境の保全や再生を図り、森林における二酸化炭素の吸収を最大限に促す施策を展開していきます。

- ① 森林等の緑の保全により、二酸化炭素吸収源の確保に関する対策を進めます。
- ② 森林の持つ二酸化炭素の吸収機能※を高度に発揮させるため、間伐等の保育作業や適時の伐採・再造林等により森林の健全化を図ります。
- ③ 公共施設の改築や新築に当たっては、盛岡市木材利用推進方針※に基づき可能な限り木材を利用し、二酸化炭素の固定化に努めます。

(5) 気候変動への適応

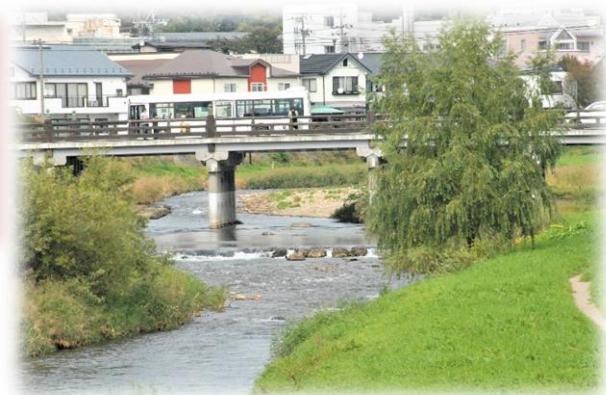
温室効果ガスの排出を抑制する取組（緩和策）が世界的に進められてきましたが、最大限の取組が行われたとしても、当面は気候変動の影響が平均気温上昇や局地的な大雨の発生による水害や土砂災害、熱中症や動物が媒介する感染症の拡大といった健康被害、農作物への影響等、さまざま影響が生じている、もしくは今後生じると予測されています。

これまでの温室効果ガスの排出を抑制するための取組（緩和策）に加え、気候変動による影響を回避・低減するための取組（適応策）を進めていきます。

- ① 気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、各分野における気候変動適応に関する施策を推進します。
- ② 気候変動の影響について、研究事例等の情報収集や水質のモニタリング等により把握に努めるとともに、影響の回避・低減のための取組について情報提供を行います。
- ③ 暑熱※による生活への影響を軽減する熱中症予防について、市民へ情報提供を行います。
- ④ 感染症に関する情報を市のホームページ等に掲載し、感染症の発生予防及びまん延の防止に努めます。



太田地区の田園風景



中津川（上の橋）



3 循環型社会

基本方針 3 廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成

関連するSDGsのゴール



過去において行われてきた資源の大量消費・大量廃棄型の生活は、自然の循環をさえぎり、資源の枯渇や廃棄物問題などを引き起こすものでした。資源の循環的な利用などが進むことによって環境へ与える負荷は減少しつつありますが、現在においても食品ロスなどが問題になっています。循環型社会の形成のため、無駄なく資源を使う観点から、これまで以上に、廃棄物の発生抑制を行いながら、廃棄物ととらえられてきたものをできる限り資源として循環利用する取組や不法投棄等の防止をさらに推進していきます。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 目標値	目指す方向
ごみ総排出量	t	108,210	101,196	↓

【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和8年度 (2026年度) 目標値	目指す方向
家庭ごみ（資源を除く）の1人1日当たりの排出量	g	480	443	↓
事業系一般廃棄物の年間排出量	t	41,445	38,088	↓
資源率((行政回収資源量+資源集団回収量)/家庭ごみ総排出量)	%	23.1	28.3	↑

(1) 3Rの推進

環境に与える負荷を少なくするため、ごみの減量、資源の循環的な利用などを進める必要があります。ごみの分別を徹底し資源化を進めるとともに、発生を抑制するための仕組みづくりを進め、製品の再利用や再生品の利用の拡大のための啓発活動を進めます。

ア 家庭ごみの減量

- ① 地域の特徴に沿った啓発と実践行動の促進に取り組み、一人ひとりのごみの減量と資源再利用の意識醸成を図ります。
- ② 資源集団回収※の促進等、資源やごみを起点に地域コミュニティの活性化につなげます。
- ③ 地域において資源を保管するための施設（ストックヤード）の設置等について支援します。
- ④ フードバンクポスト※活用、フードドライブ※の実施を通じて未利用食品廃棄物の削減及び活用に努めます。
- ⑤ 各家庭でできる生ごみの減量方法を紹介するほか、生ごみの資源化方法について調査・研究を進めます。
- ⑥ 小売業者や市民団体と連携し、プラスチックごみの減量を目指したライフスタイルを提案します。

イ 事業系ごみの減量

- ① 業種や事業規模に応じた排出傾向を把握し、効果的な指導助言を展開します。
- ② 事業者に対して紙類やびん・缶・ペットボトルなどの資源化を働きかけます。
- ③ 飲食店等と連携して、事業系食品ロスの削減を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の減量・資源化の取組を推進するとともに、廃棄物については、生活環境の保全や公衆衛生の向上のためにも適正に処理する必要があります。

盛岡広域圏の構成市町及び関係一部事務組合とも相互に連携しながら、廃棄物の適正処理を推進します。

ア ごみの処理

- ① ごみの処理に当たっては、処理施設からの排ガスの性状や放流水の水質に係る検査を徹底するなど、公害の防止に努め、周辺環境の保全に配慮しながら適正処理を進めます。
- ② 自動車タイヤなど適正処理が困難な一般廃棄物について、市民及び事業者との協力体制を構築するなどして適正処理の確保に努めます。
- ③ 産業廃棄物の適正処理が推進されるよう指導するとともに、関連情報を幅広く収集し、ニーズに沿った的確な情報を事業者へ提供します。

イ し尿の処理

- ① し尿・浄化槽汚泥については、関係一部事務組合との連携を図りながら、適正処理を進めます。

(3) 不法投棄の防止と環境美化の推進

近年、市内における不法投棄は減少傾向にあります。引き続き、市民や事業者への啓発や定期的な監視パトロールを継続し、不法投棄の防止に努めます。

- ① 不法投棄を防止するため、パトロールを継続するとともに、看板の設置などによる啓発を進めます。
- ② 民間団体による自主的な環境美化活動への支援を進めます。
- ③ 公共の場所などの清潔の保持など、市民の環境美化意識を高揚させるための啓発を行い、全市的な環境美化活動の実施と定着を図ります。
- ④ たばこの吸い殻などのごみのポイ捨て防止のために、歩道に表示を行うなど、マナー向上の啓発に努めます。
- ⑤ ごみ集積場所の適正な管理を支援します。
- ⑥ 河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため、河川の清掃活動を促進します。



中央通り沿いの花壇



河川沿いの遊歩道（中津川）

4 自然環境

基本方針 4 生物多様性を確保しながら、 人と自然が共生できる社会の形成

関連するSDGsのゴール



本市には多様な自然環境が存在し、その中で多くの生物がいのちをはぐくんでいます。生物の多様性がどれくらい確保されるかは、生態系の豊かさを示す尺度であり、生態系を構成している生物が多様であるほど、その生態系は安定しているといわれています。生物多様性を確保しながら、人間と自然が共生できる社会を目指します。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
まちづくり評価アンケート調査で「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合	%	80.4	86.0	↗
まちづくり評価アンケート調査で「公園や街路樹などのまちの中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	%	77.2	80.0	↗

【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
市域における森林区域の割合	%	73.2	73.2	➡
市域における農用地区域の割合	%	8.5	8.5	➡

(1) 森林・農地・水辺の保全

森林や農地は生産活動の場であるとともに、多くの生物の生息・生育場所であるほか、二酸化炭素の吸収、水源かん養※、保水機能などの多くの環境保全機能を有している貴重な財産です。このことから、土地利用の適正化や森林の適正管理を進めるなど森林の保全を図るとともに、農業経営の安定化や環境に配慮した水利施設の整備に努めるなど農地の保全を図ります。また、健全な河川生態の維持・回復を進め、緑の創出に努めるなど水辺の保全を図ります。

ア 森林の保全

- ① 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を進め、森林の保全を図ります。
- ② 水源かん養機能など森林が有する多様な公益的機能を恒久的に発揮させるため、複層林施業※や長伐期施業※の導入など、生育状況や森林の保全に配慮した林業生産活動の促進を図ります。
- ③ 森林を適切に保全するため、市産材利用を促進します。
- ④ 森林巡視により、病虫害や森林火災など森林被害の防止に努めます。
- ⑤ 林内作業道等、林業生産基盤の整備を支援し、森林資源の循環を図ります。
- ⑥ 森林の持つ保水能力の維持・向上のため、森林の適切な維持管理に努めます。
- ⑦ 水道水源の保全を目的とする各種施策を推進します。

イ 農地の保全

- ① 土地利用の適正化により、集団的優良農地を確保します。
- ② 土地の利用集積を進めることによって農業経営安定化を図るとともに、農地の有効活用を進めます。
- ③ 家畜排せつ物等の有効利用による、堆肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り、生態系や自然環境に配慮した環境保全型農業経営を推進します。
- ④ 農地の適切な維持管理などにより、荒廃農地の発生防止に努めます。
- ⑤ 農用地内の用排水路などの水利施設の整備に当たっては、環境に配慮するよう努めます。

ウ 水辺の保全

- ① 河川や湖沼周辺の自然を保護する意識の高揚を図ります。
- ② 多様な生物が生育できる水辺づくりや水質浄化機能の向上を図るため、河川や水路の整備に当たっては、多自然工法※など、環境に配慮した工法を採用します。

(2) 野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生

多様な生態系が維持されるためには、森林、農地、水辺など野生動植物の生息・生育環境が良好な状態で維持されるとともに、その連続性を確保する必要があります。

希少野生動植物の保護や市街地における緑化の推進を図る一方、既存の生態系を破壊する外来種※や農作物被害などをもたらす有害鳥獣に対しては被害防止のため計画的な対応を行っていく必要があります。

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」に基づき、生物多様性を確保し、野生動植物と人との共生する社会を目指し、自然環境の保全に努めます。

- ① 希少野生動植物の保護を図るため、関係機関と連携し、生息・生育環境の保全・再生を進めるとともに、開発事業者に対し、自然環境への配慮に関する指導を行います。
- ② 既存生態系の維持を図るため、外来種による被害対策を推進します。
- ③ 野生鳥獣と人が共存するための施策を推進し、農作物や生活環境への被害を防止するなど、野生鳥獣との適切な関係の構築に努めます。
- ④ 鳥獣保護区等の設定については、関係機関と連携して適切に設定します。
- ⑤ 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し、野生動植物の把握や保護に努めるとともに、野生動植物の保護に関する啓発を行います。
- ⑥ 動植物の生息・生育環境が孤立しないよう、水と緑のうるおいのあるまちづくりを推進します。
- ⑦ 渡り鳥が活動する河川、湖沼、水田などの保全に努めます。
- ⑧ 開発行為等に当たっての自然環境への配慮の促進を図ります。
- ⑨ 河川や水路の整備に当たっては、多自然工法など水辺の環境の保全や緑の創出に配慮した工法を採用します。
- ⑩ 環境保護地区などの新たな指定や拡大について検討するとともに、その維持管理の支援を行います。
- ⑪ 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し、生息・生育環境の状態の把握に努めます。

(3) 緑や自然とのふれあいの促進

市街地における緑を保全し緑化の推進を図るため、「盛岡市緑の基本計画※」に基づき公園の緑地の保全や整備を進めるほか、緑や自然とのふれあいを促進するため、エコアス広場や近郊自然歩道、森林公園の維持管理に努めるなど、自然を体験できる場の保全・創出を推進します。

ア 緑の保全と緑化の推進

- ① 「盛岡市緑の基本計画」に位置付けられている施策を推進し、緑の保全と緑化の推進を図ります。
- ② 風致地区※などの指定により、良好な緑の保全に努めます。
- ③ 緑地協定の締結を促進し、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
- ④ 自治会等へ花苗を支給し、公園等の緑化美化を進めます。
- ⑤ 街路樹や緑地帯等の適切な管理、更新に努めます。

イ 身近な自然とのふれあいの促進

- ① 森林公園や自然観察林などの野外レクリエーション施設や自然散策路など緑や生き物とのふれあいの場の創出・整備に努めます。
- ② 河川やダム湖周辺などの親水空間の創出・整備に努めます。
- ③ 自然とのふれあいの場として、また農作業の体験の身近な場として市民農園や学校農園の開設を支援します。

5 生活環境

基本方針 5 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる 良好な環境の確保

関連するSDGsのゴール



環境施策において、私たちを取り巻く環境を良好な状態に保つことは、最も基本となるものです。水や大気が安全であるとともに、盛岡らしさを醸し出す美しい景観のまち並みや眺望、歴史的・文化的遺産が守られることで、健康で安全かつ快適な生活を営むことができます。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
まちづくり評価アンケート調査で 「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだと思う」と 答えた市民の割合	%	78.5	80.0	↗

【管理指標】

指標	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	目指す方向
大気の環境基準*適合率 (適合項目数/測定項目数)	%	97.6	100.0	↗
水質の環境基準適合率 (適合項目数/測定項目数)	%	94.3	100.0	↗
騒音の環境基準適合率 (適合地点数/測定地点数)	%	89.1	100.0	↗
生活環境に関する苦情件数	件	57	45	↘
景観計画の基準に適合した建築行為等の割合 (基準に適合した建築行為等の件数/届出件数)	%	100.0	100.0	↗

(1) 安全・安心な生活環境の保全

人間の日常生活や事業活動、自動車交通に起因する環境負荷には、排出ガスを原因とする大気汚染、事業場からの騒音・振動や悪臭、河川などへの排水や地下水の汚染による水質汚濁などのほか、排出される二酸化炭素による気候変動への影響などがあります。私たちが安全・安心な生活を営んでいくためには、私たちを取り巻くこのような環境が良好でなければなりません。

ア 環境負荷に関する総合的な対策の推進

- ① 協定などにより事業場の公害防止を図ります。
- ② 苦情が寄せられた事業場に対しては、公害防止設備の設置等の指導に努めます。

イ 大気汚染、有害物質などの対策の推進

- ① 大気汚染防止法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、事業場からのはい煙※の発生抑制などの指導に努めます。
- ② ダイオキシン類※対策特別措置法に基づき、焼却炉などから発生するダイオキシン類の排出抑制のため監視や指導に努めます。
- ③ アスベスト※の適正処理に関する啓発を進めます。
- ④ 市域の空間放射線量の測定については、定点 14 カ所の測定を実施するほか、簡易型放射線測定器の貸出しを継続し、市域の放射線の状況を監視するとともに、「広報もりおか」や市のホームページを通じて放射能関連情報を分かりやすく提供し、市民の不安解消に努めます。
- ⑤ 大気環境について監視を継続し、測定データを、市のホームページなどで公表します。
- ⑥ 酸性雪調査などの継続的測定を実施します。

ウ 水質、土壤汚染の対策の推進

- ① 土壤汚染対策法、水質汚濁防止法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、土壤汚染の調査・対策等の指導、汚染情報の管理を行います。
- ② 水質汚濁防止法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、排水の適正管理の指導に努めます。
- ③ 水質汚濁防止法に基づき、地下水質の汚濁防止の指導を進めるほか、地下水の水質の監視を行います。
- ④ 水質汚濁や土壤汚染が発生しないよう、有害物質を使用している事業場に対する監視を行います。
- ⑤ 河川や土壤等の有害物質について、適正な監視箇所、測定項目による監視を行います。
- ⑥ 水質の状況について県と連携し、監視箇所や監視項目の充実を図ります。
- ⑦ 畜産業者に対して堆肥からの地下浸透の防止の指導を進めます。
- ⑧ 河川への油流出事故などの未然防止について啓発を進めます。
- ⑨ 洗剤の適正使用など生活排水対策の普及・啓発を進めます。
- ⑩ 汚水処理施設の整備を進めます。
- ⑪ 低毒性農薬の使用や農薬使用量の削減など農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。

エ 騒音・振動・悪臭への対策

- ① 騒音規制法、振動規制法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、事業場、建設作業などにおける騒音・振動の防止の指導に努めます。
- ② 幹線道路沿道において、緩衝帯としての機能を担うような土地利用の誘導を図るなど、後背地の居住環境の保全に努めます。
- ③ 街路樹、緩衝緑地など騒音・振動などを低減させるための施設整備に努めます。
- ④ 低騒音舗装など道路構造の改良に努めます。
- ⑤ 騒音・振動について監視を継続します。
- ⑥ 悪臭防止法に基づき、事業場からの悪臭の防止について、指導に努めます。
- ⑦ 日常生活における騒音や悪臭の防止など、近隣型公害*に対する意識の啓発に努めます。

オ その他の公害への対策

- ① 日照阻害、電波障害などの未然防止を図るために、中高層建築物などの建築における事前指導を行います。
- ② 光害、電磁波に関する情報を収集するとともに、自然環境や生活環境への影響を最小限にするように適切に対応します。
- ③ 人工的な強い香りが原因となる香害について啓発を進めます。

(2) 魅力的な景観の保全・形成

山並みの眺望、田園風景や歴史を感じさせるまち並みなど、良好な景観を構成する要素を活かしながら、「盛岡市景観計画*」の景観形成指針及び景観地区*の認定基準に則し、建築物等の良好な景観形成を促進するほか、自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観の保全・形成に努めます。

ア 良好的な景観の保全・形成

- ① 景観法に基づく届出審査を通じて、景観計画の景観形成指針に則し、建築物や工作物の景観形成を促進します。
- ② 屋外広告物条例及び景観計画の基本方針に則し、良好な屋外広告物の景観形成を促進します。
- ③ 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を図るなど、森林や農地の保全に努め、山並みや田園景観を保全します。
- ④ 景観計画の景観形成指針及び景観地区の認定基準に則し、歴史的なまち並み等、景観上重要な地区の良好な景観の形成を促進します。
- ⑤ 歴史的建造物などの歴史的景観と調和したまち並みの形成に努めます。
- ⑥ 公共施設については、デザインや色彩などに配慮し、良好な景観の形成を推進します。
- ⑦ 景観についての表彰制度の充実、シンポジウム*の開催など景観形成への啓発を進めます。
- ⑧ 電線類の地中化の促進を図ります。

イ 歴史的・文化的環境の保存・活用

- ① 歴史的・文化的遺産について、文化財や景観重要建造物等の指定を進めるとともに、維持管理の支援を行います。

第6章

主体別の環境への配慮行動

- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 市民による環境への配慮行動 | 5 6 |
| 2 | 事業者による環境への配慮行動 | 5 9 |



岩手銀行旧本店本館（国指定文化財）

めざす将来像を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、市が環境施策を推進していくとともに、市民・事業者がそれぞれの立場で、環境問題について正しく理解し、日常生活や事業活動において、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減を目指して取り組むことが必要です。

のことから、市民・事業者それぞれの環境に配慮した具体的な行動の例を示します。

1 市民による環境への配慮行動

(1) 協働・継承

私たち一人ひとりが身近な地域の環境や地球規模の環境問題について関心を持ち、理解を深め、実際に環境を守るために行動することが重要になっています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 私たち一人ひとりの暮らし方が環境に影響を与えることを自覚し、身近な環境の状況に関心を持つように努める。
- ② 地球環境問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。
- ③ 環境啓発イベントや農林業体験型のイベントへの参加に努め、環境や農林業の現状や役割について理解を深めるように努める。
- ④ 市、事業者、環境NPO、教育機関などが発信する環境情報に興味・関心を持ち、情報に接するように努める。
- ⑤ 着らしの中で自分にできることに気付き、進んで実践するよう努める。
- ⑥ 家族や友人などとの会話で身近な環境や環境問題について話題とするなど、環境に関心を持つ人の輪を広げるよう努める。



保護庭園一ノ倉邸のハス

(2) 気候変動

地球環境問題は、一つ一つの取組の成果は小さくても市民一人ひとりが市域全体で取り組むことによって大きな効果となり、解決につながります。

身近な省エネ活動を心がけ、無理のない範囲で継続して取り組んでいくことが重要です。

【配慮の例】

- ① 節水を心がけ、風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、一度使った水の再利用に努める。
- ② 近距離の場合には徒歩又は自転車での移動に、遠距離の場合には公共交通機関での移動に努める。
- ③ 低公害車や低燃費自動車の購入に努める。また、自動車の使用に当たっては、エコドライブに努める。
- ④ 農産物は地域で生産したものや旬のものを選ぶことによって、生産や流通におけるエネルギーの消費を抑える。
- ⑤ 電力契約については、金額だけでなく、環境への配慮や地域貢献も考慮して、電力会社を選ぶ。
- ⑥ 電気製品の買い替えの際には、省エネ型製品の購入に努める。
- ⑦ 家庭用電気製品や照明のスイッチをこまめに消すなど、省エネ行動に取り組む。
- ⑧ 建築物などの計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。また、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- ⑨ こまめな水分・塩分の補給や扇風機・エアコンを適切に使用し、熱中症対策に努める。
- ⑩ グリーンカーテン※により、夏の節電に取り組む。
- ⑪ 浸水想定地域や避難に関する情報収集に努め、災害への備えを確認する。

(3) 循環型社会

ごみを減らす生活への見直しや環境への負荷の少ない製品の利用などを行うとともに、省資源や省エネルギーに配慮した行動などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 使い捨て型の消費生活を見直し、買い物袋を持参するなど不要なものを持ち込まない努力をするとともに、商品の購入に当たっては、エコマーク商品、グリーンマーク商品※など再生品、詰め替えが可能な製品、長期間使用できる製品の購入に努める。
- ② 未利用食品の廃棄、食べ残しを減らし、発生した生ごみは堆肥にするなどの工夫により、生ごみの排出量を減らすよう心がける。
- ③ びん・缶・ペットボトルなどの分別に協力するほか、地域での資源集団回収活動に参加・協力する。
- ④ 廃棄物問題に关心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。

(4) 自然環境

自然環境や野生動植物の保護・保全活動などに参加・協力し自然への理解を深めることや、生態系の一員として自然生態系を守るように心がけることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 河川や森林など自然環境や野生動植物の保護・保全活動、環境学習などへの参加・協力に努め、自然への理解を深めるよう心がける。
- ② 河川や森林などで、ごみを捨てたり、野生動植物を傷つけたりしないようにする。
- ③ 地域の生態系を保全するため、特定外来生物のオオハシゴンソウについて、市民に周知を行うとともに、ブラックバスなど移入種を河川や湖沼に放さないようにする。
- ④ 生け垣の設置や庭木の植栽、ハンギングバスケット※などにより、自宅の緑化・美化に努める。
- ⑤ 身近な歴史的・文化的遺産、野生動植物の生息・生育する水辺などそれぞれの地域が有している環境の保全活動に参加・協力する。
- ⑥ 温泉入浴に加えて、周辺の自然や歴史、文化などに触れることによって、環境への意識を高める。

(5) 生活環境

自らが健康で安全に生活するために、日常生活における環境への負荷の低減が求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 洗剤の適正使用など、家庭排水からの環境への負荷を減らすよう心がける。
- ② 公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外では、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の設置に努める。
- ③ 音響機器などの家庭電気製品は、使用時間帯や音量に、冷暖房の室外機は、設置場所や防音設備の設置に配慮し、近隣への騒音防止に努める。
- ④ ごみの分別や排出ルールを守るとともに、びん・缶・ペットボトル、吸い殻などごみのポイ捨てをしないようにする。また、ペットの排せつ物を適切に処理する。
- ⑤ 町内の美化活動、ごみの持ち帰り、資源の回収などの環境保全活動や環境学習などに参加・協力するとともに、身の回りからできる環境保全活動に取り組むよう心がける。
- ⑥ 建築物などの計画に当たっては、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- ⑦ 野生鳥獣や野良猫などへの餌付けをしないことを徹底することで、感染症の防止や生活環境の保全に努める。

2 事業者による環境への配慮行動

(1) 協働・継承

長期的に継続し、持続可能な社会を実現するためには、環境と経済が両立することが重要です。また、事業者の立場からの環境保全活動への参加・協力・支援などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 自らの事業活動の環境に与える影響や環境とのかかわりについて、理解と認識を深めるため、環境教育や研修の実施に努める。
- ② 環境問題に対し、組織的かつ計画的な取組を進めるため、環境マネジメントシステムや環境活動評価プログラム※の導入など体制の整備に努める。
- ③ 市、民間団体などが行う環境保全活動や環境学習などへの従業員の参加を促進するため、支援制度の整備に努めるほか、環境保全活動への協力に努める。
- ④ 事業活動の中での環境にかかわる情報については、市、市民、民間団体などへの提供に努める。
- ⑤ 町内の美化活動、歴史・文化の保全・継承など環境の保全活動において、事業者の立場から参加・協力・支援に努める。

(2) 気候変動

事業活動に伴う省エネルギーなどの取組は、燃料使用量の削減によってコスト削減になるほか、環境への配慮を行う活動は企業イメージのアップにつながります。

【配慮の例】

- ① 大型車を含め自動車の導入に当たっては、ハイブリッド車や電気自動車などの低公害車や低燃費自動車の導入に努める。
- ② 公共交通機関の利用を進めるとともに、自動車の使用に当たっては、効率的な運行に努め、エコドライブや駐車時のアイドリングストップの実施など適正運転に努める。
- ③ 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- ④ 再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、環境負荷の少ないエネルギー源の採用に努め、電力契約においては環境への配慮や地域活性化も考慮して電力会社を選ぶ。
- ⑤ 建築物の計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。
- ⑥ 施設内の製造機械、空調機、オフィス機器、照明器具などについては、省資源、エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、適正な冷暖房温度の設定など効率的な利用と適切な維持・管理を進める。
- ⑦ 運輸業においては、停留所の改善、低床バスの使用などにより、利便性の向上を図り、人の移動を公共交通へ誘導するよう努める。
- ⑧ 浸水想定地域や避難に関する情報収集に努め、災害への備えを確認する。

(3) 循環型社会

生産者は、自らが生産した製品が使用され、廃棄された後においても、その製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負います。そのため、廃棄物等の発生抑制や循環的な利用を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 用紙類の再利用や両面コピーの徹底、びん・缶・ペットボトル、古紙類などの分別の徹底を図るなど、ごみの発生抑制、再利用に努める。
- ② 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減に努める。
- ③ 調度品や消耗品などについて、再生品、詰め替えや再利用ができる製品などの購入に努める。
- ④ 宣伝用のチラシなどは再生紙を利用するとともに、減量化に努める。
- ⑤ 製品の梱包材の材質は再生品や再生利用が容易なものの採用に努める。
- ⑥ 建設業においては、建設資材は再生品や再利用可能なものを使用するよう努めるとともに、型枠の使用に当たっては、熱帯産材などの輸入木材型枠の使用を減らし、再利用可能なものの使用に努める。
- ⑦ 建設業においては、建設残土や建設廃棄物の減量化、有効利用を図るとともに、その適正処理に努める。
- ⑧ 製造業においては、製品などの研究開発や設計の段階から、その製品が流通・消費・廃棄において人や環境に与える影響を事前に検討評価し、環境への負荷の低減、省資源、省エネルギー、リサイクル性などを考慮したものとなるよう努める。
- ⑨ 製造業においては、生産・製造工程での廃棄物の原材料への再利用、再生品の使用、省資源、省エネルギー化を進める。また、使用済製品の回収体制を整備し、再生使用に努める。
- ⑩ 卸売業・小売業においては、エコマーク商品や再生品、詰め替え可能な製品などの環境への負荷の少ない製品の取扱商品数を増やすよう努める。
- ⑪ 卸売業・小売業においては、商品の簡易包装に努めるとともに、買い物袋などの持参を呼びかける。
- ⑫ 卸売業・小売業においては、再資源化のため、びん・缶・ペットボトル、紙パック、トレイなどの店頭回収に努めるとともに、製造業者との連携による資源回収の仕組みづくりに努める。
- ⑬ 廃棄物に対する責任は、排出事業者にあることを自覚し、廃棄物の分別の徹底を図るとともに、産業廃棄物については、マニフェスト*を使用し、最終処分方法など産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する。

(4) 自然環境

私たちの日常生活や事業活動が、自然環境に対して負荷を与えていていることを認識し、環境保全に配慮していく必要があります。

【配慮の例】

- ① 林業経営の安定と自然環境の保全のため、地域産材の使用に配慮する。
- ② 間伐など森林の適正な管理に努める。
- ③ 伐採後は植林を行うよう努める。
- ④ 農地の多様な公共的機能に配慮し、耕作を放棄しないよう努める。
- ⑤ 除草剤や殺虫剤などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、生態系に配慮した適正使用に努める。
- ⑥ 施設の設計に当たっては、自然の改変を最小限にとどめるよう努める。
- ⑦ 敷地内の緑化や美化に努める。

(5) 生活環境

事業者には、資源やエネルギーの使用段階・廃棄段階での公害の防止といった環境への負荷の低減を目指した取組が求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- ① 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- ② 事業場などから発生する大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、定められた防止対策を実施するとともに、周辺の環境への影響をより低減させるよう努める。
- ③ 融雪剤の使用に当たっては、種類や使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- ④ 音響設備や拡声器は、適度な音量で使用し、適切な防音設備の設置に努める。また、冷暖房の室外機は、適切に配置し、防音設備の設置に努める。
- ⑤ 店舗など周辺でのごみの散乱を防止し、環境美化に努める。
- ⑥ 有害な化学物質を保管・使用している事業場においては、災害・事故発生に備えた安全対策やその保管・使用などにおける適正な管理を図るほか、排出削減や施設整備に努める。
- ⑦ 除草剤や殺虫剤、化学肥料などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- ⑧ 建築物などの計画に当たっては、日照阻害や電波障害の影響が生じないよう配慮する。また、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- ⑨ 屋外照明の種類、位置、照明時間について、周辺環境への影響に配慮する。
- ⑩ 畜産業においては、畜舎の適正管理、糞尿処理施設の設置などにより、水質汚濁や悪臭の防止を進める。
- ⑪ 建設業においては、工事に伴う大気汚染、騒音、振動について、工法の工夫や適切な機械の採用により低減に努める。
- ⑫ 建設業においては、河川周辺の工事に伴う土砂や濁水の流出に注意し、下流の水、河川における生態系などへの影響の低減に努める。
- ⑬ 建設業においては、建築物などの改修・解体に当たって、アスベストの適正処理やフロンの回収・破壊を進める。



岩手銀行旧本店本館（国指定文化財）

第7章

計画の推進

1	計画の推進体制	64
2	他の自治体などとの連携	65
3	計画の進行管理	65



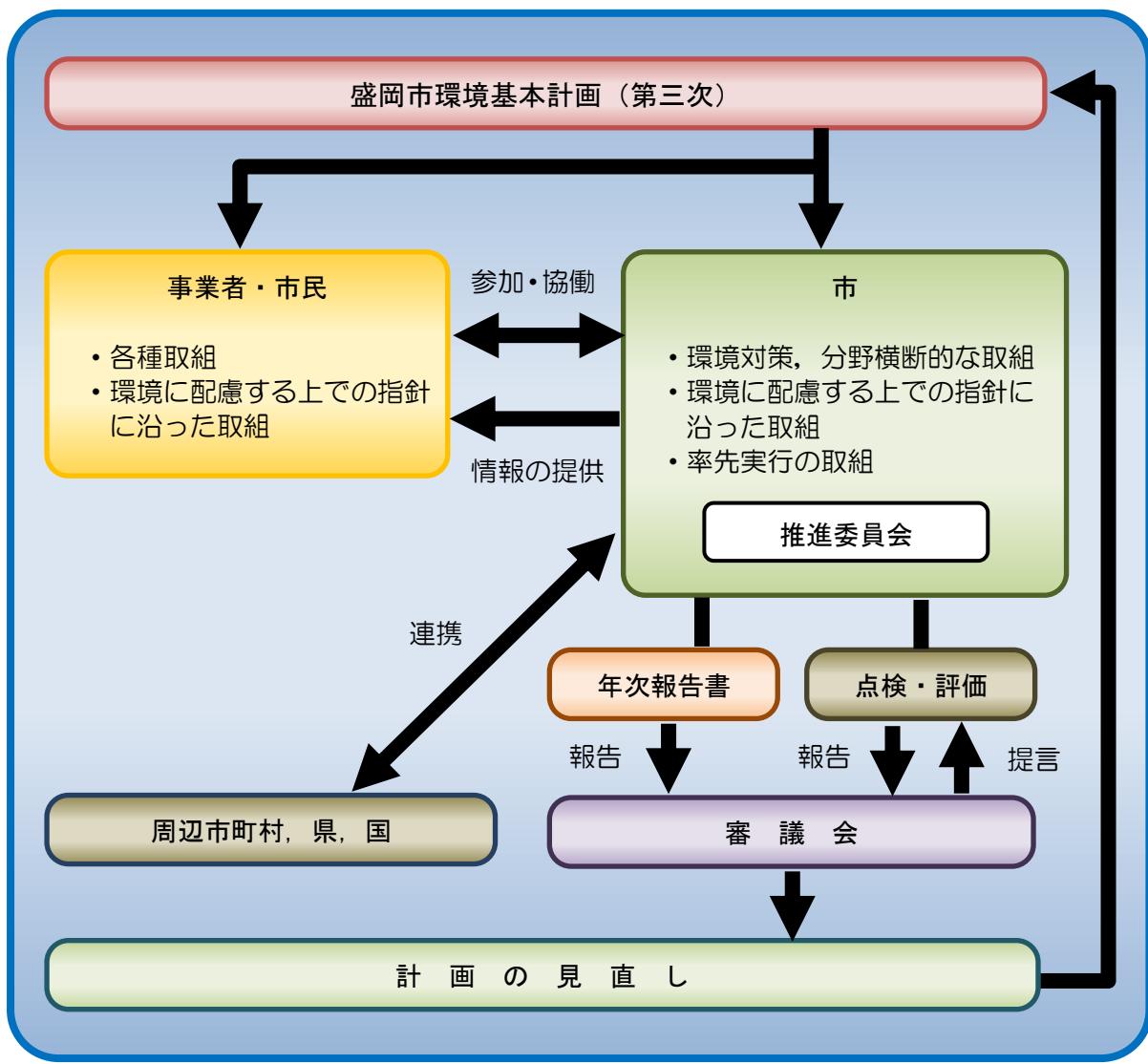
盛岡城跡公園の紅葉

1 計画の推進体制

本計画に掲げられた市の施策は、それぞれの事業を担当する部局で実施されますが、地域の良好な環境は、各施策を総合的に推進することにより保全・形成され、個々の施策の実施状況は、他の施策の実施にも影響するという関係性にあります。

実行性を伴う計画推進のため、本計画に示された環境施策の基本的方向に沿った施策の実施状況を把握して達成度合いの評価を行い、次の施策の実施に活かすとともに、関係する施策の総合的な調整を図る必要があります。

このことから、本市の環境施策の庁内推進組織である「盛岡市環境基本計画推進委員会」において、本計画に掲げる施策と各部局等が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報の交換、共有を行うなど、庁内が一体となった環境施策の取組を推進します。



2 他の自治体などとの連携

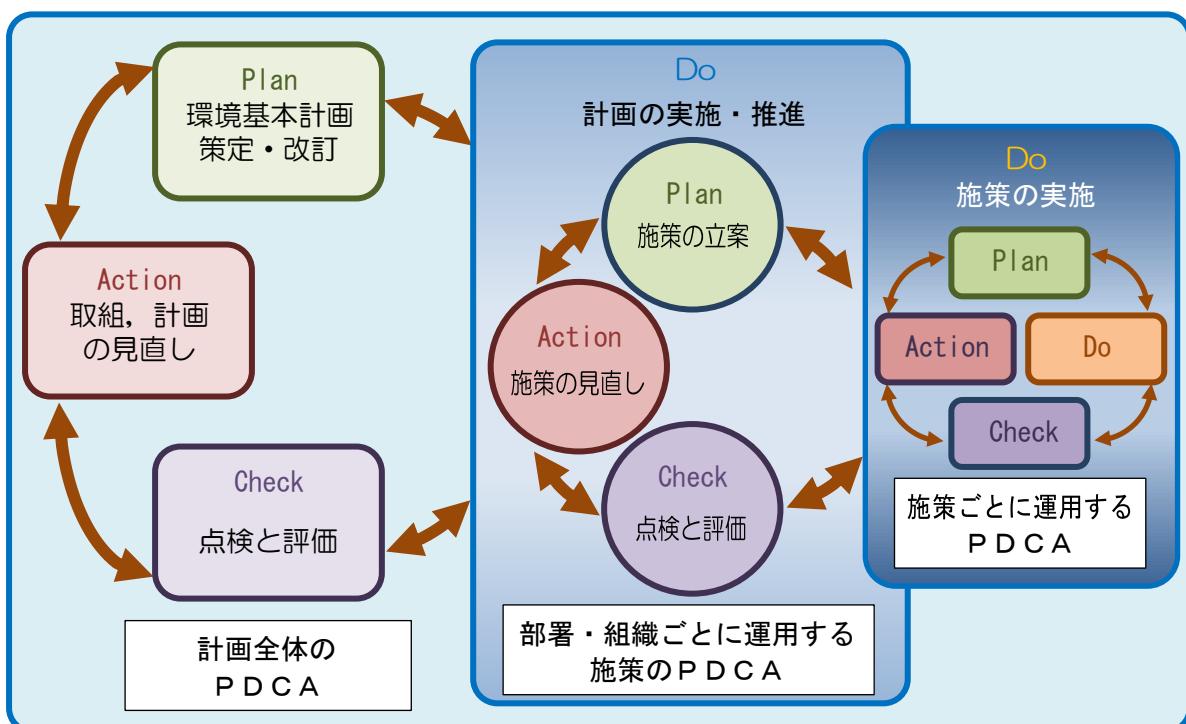
地球環境問題や大気汚染、水質汚濁などの環境問題は、本市の行政区域を超えた広域的な対応が必要となっています。また、問題の解決のためには、専門の調査研究を必要としたり、市の権限では対応できない場合があります。このため、広域的な環境問題に対しては周辺市町村や県、国との連携や協力のもと、広域的な視点からの取組を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の進行管理においては、めざす将来像や目標の達成状況、施策の実施状況を点検・評価し、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するための仕組み（P D C Aサイクル※）を進めます。

また、P D C Aサイクルは、計画全体、担当部署・分野横断的な取組を推進する組織ごと、施策ごとなど重層的なサイクルを効率的・効果的に運用し、計画全体で円滑なP D C Aサイクルとなる運用を目指します。

大気や水質などの測定、自然環境調査、環境の状況に対する市民の評価に関する調査などを実施し、環境の状況を把握するとともに、これら環境の状況や、本計画に基づいて市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を取りまとめ、年次報告書を作成し、公表します。



本計画におけるP D C Aサイクル（イメージ）



岩手山